真上勝岡異見

森公

章

はじめに

が散見し、比較的史料が豊富な相撲人と言えよう(表1)。 人の著名な相撲人に中に入っている。勝岡は右方に属していたので、右近衛大将藤原実資の日記 則私宗平・三宅時弘・伊〔伴ヵ〕勢多世・越智常世・公侯恒則・参春時正・真上勝岡・大井光遠・秦経正」とあり、 である最手の地位を占めていた。一条朝の様々な分野の有能な人物を掲げた『続本朝往生伝』一条天皇条にも、「異能 真上勝岡は一条・三条・後一条の三朝に供節した相撲人で、既に一条朝から腋(助手)を務め、 『小右記』にその動向 後一条朝には最高位

領の行動様式や武士の家人になっていく側から見た武士成立史を解明する糸口を示そうとした。 く伊勢平氏の祖で常陸介(常陸国は親王任国なので、介が受領)平維衡との紛擾や関係形成の様相を考究し、武士的受 地豪族としての真上(髪)氏や公侯氏の存在形態、在地支配と中央との関係のあり方、そして武士の棟梁に成長してい 加えて、拙著『在庁官人と武士の生成』(吉川弘文館、二〇一三年)にも収録している。そこでは常陸国の相撲人、在 私は先に「古代常陸国の相撲人と国衙機構」(『白山史学』四八、二〇一二年)なる論考を草し、その後若干の補訂を

真上勝岡異見

表1 真上勝岡の活動年表

長徳3年7月27日:召合一番…左方国景に負(権記)

8月1日:抜出二番…左方利近に勝(権記)

長保2年7月27日:召合二番…左方阿閉長嶋に勝(権記)

7月28日: 抜出二番…左方物部惟信に勝(権記)

8月12日: 臨時三番…左方宇治部利村に負(部類)/左方助手御春時正に負(紀略)

寛弘2年7月29日:抜出…時に右方腋で、左方宗丘数材(宗岡員木)に勝(小右記)

8月10日:最手越智常世とともに藤原道長より賜馬(御堂)

寛弘3年8月1日: 召合・抜出…左二番の美麻那重茂に負(権記、御堂)

寛弘 4 年 8 月20日:臨時二番…左方助手公侯常時と対戦するも、常時が「申障被免」。

布引二番でも対戦し、常時が勝(部類、権記)

長和2年7月29日:召合十六番…左方腋公侯常時と取組→「依臨夜不取」(小右記)

8月1日:抜出二番…左方宗丘数木に勝(小右記、御堂)

長和5年7月27日:召合十七番…時に右方最手で、左最手公侯常節と取組→「不取」(小

右記)

寛仁3年7月22日:最手として参来(小右記)

7月27日:召合十七番…時に右方最手で、左最手公侯常節と取組→「不取」

か (小右記)

8月1日:新参の越智富永について口添え(小右記)

治安3年7月27日:召合 ※小右記7月29日条によると、供節か

7月28日: 抜出

万寿2年7月23日:最手として参来し、右大将藤原実資に召見(小右記)

※この年は7月16日に相撲節停止を決定

万寿4年7月22日:最手として参来(小右記)

7月29日:故障を理由に抜出に不参し、拘禁された本孝の身柄を引き取る

長元4年7月29日:召合…右最手なるも「不取」(小右記) ※左最手は真髪成為

7月30日: 抜出一番…「申障」(小右記)

か 8

*出典の略称:部類=中右記部類、紀略=日本紀略、御堂=御堂関白記

方の 撲人 昔物 知見には変更がなく、 十 きかと 異見を呈し、 なが 試 真上 ·五第九 相撲 成 相 村 撲 そこで、 勝 人真髮成村 14 人成 · うと、 岡を常 常 話 世 村 抹 别 源 語 0 案

う材料として重要であると考える。 で活躍する真髪高文などに関する 卷二十三第二十 け 勝負 る公侯 実は自 陸 小 頼 疑 稿では 語 信朝 0 玉 問 第二十 上 為 展 0 氏 が に登場 開 相 述 成 ら論考をまと 臣 0 な 自 撲人と見る 0) 0 動 話 5 責平 Ħ. 可 探究を行 経 向 で 能 則 ず 0) 大学 考 は 忠 Þ る た 左 な 卷 相 恒

玉

真上勝岡の出身地

私が真上勝岡を常陸国の相撲人と解したのは、上掲の『今昔物語集』私が真上勝岡を常陸国の相撲人と解したのは、上掲の『今昔物語集』ある。

『小右記』長和二年(一〇一三)七月二十六日条

明範朝臣付,|勝岡,進,|唐物等, 〈甘松四両、荒欝金三両、

金青三両〉。

□『小右記』寛仁三年(一○一九)七月二十五日条

参着歟。至;;勝岡」騎用馬不」可」堪、仍乗」船参上者。身所」、令」賜;;熟瓜」、其後召見。重頼・為永・吉高等今夕若明旦使共(上略)最手勝岡参来、湯治之間暫不;;召見」。此間将曹正方参;;候於隨

『小右記』寛仁三年七月十四日条(参考)

(上略) 淡路・阿波・伊与・讃岐相撲使府掌扶武入夜来云、伊与相撲人 明日・明々日間可,,参着,者。

真上勝岡異見



図1 相撲人の図(『古事類苑』より)

供 符→天慶八年十月七日番長という経歴で、十年程度は最手の地位を守ることが必要であったと考えられる。 壬生保生 は勝岡は腋で、 わかるが、 a に派遣された部領使に付託して進上する例も見え、部領使には大将―〔次将〕中・少将―〔官人〕将監・将曹・ 〔物節〕 番長・案主・府掌―〔舎人〕 近衛という近衛府の職階のうち、官人以下の人々が広く起用されていた。 とすると、 の勝岡も部領使として大宰管内に下向していたと見るべきなのであろうか。『小野宮年中行事』には「勘申、物部棟業・ 高田牧および大宰府管内から実資に対する貢進の様子を整理すると、表2のようになる。表2―01には大宰管内 .わば現役を続ける状況では部領使に登用されるという状況は想定できないであろう。 [s] 延長五年九月二十八日最手官符→承平三年九月六日番長、 物部棟業は寛平八年八月二十日最手官符→延喜十二年八月七日番長、壬生保生は延喜二十一年に初めて最手 薩摩利生等、立,,最手,之後、任,,番長,之例事」とあり、最手から番長に任用されるルートがあったことが 擬近奏によって仮に近衛府に所属していたとはいえ、 薩摩利生は承平六年に初めて最手、 正規の構成員ではなかったので、 承平七年最手官 相撲人としての aの時点で 府生-

に実資が彼らへの給付物を託したりする事例が見られる。 2 | | | | | | | | | 13 14では各地出身の相撲人の上京に付託して、 大隅国に居住していた為頼は氏姓不明であるが、表2―77に 当該国の国司や在地有力者が貢進を行

表 2 高田牧・大宰府管内からの藤原実資への貢上

01長和2年7月25日:藤原蔵規*…大宰使府生若倭部亮範に付して唐物を進上

02長和2年7月26日:藤原明範…勝岡に付して唐物を進上

03長和2年7月29日:高田牧より絹30疋を進上

04長和2年8月7日:高田牧司宗像妙忠*…豹皮・贄・八木等を進上

05治安3年7月16日:高田牧より年貢を進上/牧司宗像妙忠*…別に唐物等を進上 06治安3年10月21日:高田枚より臨時に雑物を進上/牧司宗像妙忠*…年穀上分を進上 07万寿2年2月14日:宗像妙忠*…雑物を進上/香椎宮司武行…唐綾を進上/大隅掾

為頼…檳榔200把を進上

08万寿2年7月24日:「住大隅」延嘉朝臣が絹10疋、為頼が絹15疋・牛鞦色皮10枚を

相撲人秦吉高に付して進上

09万寿2年8月7日:高田牧より年貢を進上/牧司宗像妙忠*…別進物あり 10万寿2年10月26日:藤原俊忠…大弐藤原惟憲の使として絹・檳榔を進上 11万寿3年8月7日:《相撲人県為永・奏吉高に高田牧駒下文を給付》

12万寿4年4月28日:高田牧雑物解文を進上

13万寿4年7月22日: 為頼…相撲人秦吉高に付して絹・色革・営貝を進上/肥前守惟

宗貴重…相撲人県為永に付して斑猪皮・色革を進上

14万寿4年8月7日:《相撲人秦吉高に付して馬1疋を「住大隅」為頼に給付》

15万寿4年12月8日:肥前守惟宗貴重…唐物・檳榔・温石鍋を進上

16長元1年8月26日:高田牧より米・贄等を進上

17長元1年9月7日:《前帥藤原隆家の消息により、夜久貝30余を遣す》

18長元2年3月2日:薩摩守巨勢文任…使脚に付して絹・唐物等を進上/香椎宮司武

…薬物・檳榔子を進上/高田牧司宗像妙忠*…雑物、また唐物

を進上し、宋人周文裔の書状を送付

19長元2年8月2日:「住大隅国 | 藤原良孝…色革・赤木・檳榔・夜久貝を進上

20長元2年8月3日:薩摩守巨勢文任…紫草を進上 21長元4年1月13日:大宰大監平季基…雑物を進上 22長元5年11月19日:高田牧より桑直絹50疋解文を進上

23長元5年11月20日:高田牧より桑直絹50疋を進上

24長元5年12月7日:高田牧の新任司武行*…絹110疋を進上

(備考) 出典は『小右記』同日条、人名の右肩の*は高田牧司を示す。

給に 民 た が である。 梨清臺] 内 治安三年 大隅掾とあり、これ (肥前国 され 条に :島津庄立庄に関連した起こし 王 烟 大 0) 廿 実資の `後も 并散位藤原良孝住宅 隅 19 密接な関係を維持したよう よる任官と目され、 疋 焼 御給大隅掾任料絹三十 0) 「故宮 玉 預 ||亡国庁・ を拠点とする伊佐平氏) その 藤原良孝との交流も注 彼は表2― 府 小野宮家に志送を と記され 方も馬を下賜する 焼 他、 《大皇太后昌子内 き 打ち事 音 守館 大隅国 は た実資 カ 21の平季基 正月十 小 ・官舎 件 院 では 為頼 右 0 阿 0) 表 な 及 行 年 闍 庀 は

実資への貢進物を付託されているので、大宰管内のいずれかの国の出身で、大宰府を経由して上京する途次に、 大将として右方相撲人を統括する実資との関係もあって、 れぞれ大隅国、肥前国の相撲人と見ることができよう。とすると、真上勝岡はaで大宰府関係者かつ高田牧司から藤原 ることにしたい。 このように小野宮家が辺要地の国司・在地勢力と関係を有していたことは興味深いが、その点については別途考究す 論を相撲人の出身地に戻すと、表2―13の秦吉高、県為永は他に出身国を明記した史料はないが、 物品を託されたと解するのが素直ではあるまいか。 右近衛 そ

東国からではなく、 道から京上する人々であった。とすると、同時に話題になっている勝岡も彼らの同行者と目され、 宰相撲使番長 に見える県為永・秦吉高の出身地は上述の通りで、重頼は藤井重頼、『小右記』万寿四年(一○二七)七月二十一には「太 撲人らしい容姿であったと想像される。この点は措くとして、 彿させる材料として興味深い。 奇しくも真上勝岡には例禄以外に赤絹一疋が賜与されており、 次にもう一点、 《播磨》 bは勝岡が立派な体格を有しており、騎乗に堪える馬がなかったという記述で、相撲人の具体像を彷 天長十年三月丙申条 西国からの到来が推定されるところである(cも参照)。 貞安参来云、 勝岡は膂力を以て知られており(『御堂関白記』寛弘三年(一○○六)八月一日条)、 相撲人来, | 着河尻 | 、今夕参上歟、重頼死去者」とあるので、彼らはいずれも西海 小野宮家と西海道とのつながりが看取される。 bではまた勝岡が船で上京していると記されている。 なお、表2-10の事例 船を用いての京上も は 相 撲の還饗で 相

肥後国葦北郡少領外従八位上他田継道叙

三階

、同郡真髮部福益賜

|出身 | 焉。

以上各輸

私物

続日本後紀』

e浄水寺碑群・燈樓銘

奘善和上/御願造奉/燈樓一基/延曆廿年/七月十四日/真上日乙/肥公馬長/化僧薬蘭

f 『万葉集』巻五一八八六~八九一題詞

六月十七日 , 、為,,相撲使ム国司官位姓名従人 , 、 敬和為 熊凝 述,,其志,歌六首并序。筑前国司守山上憶良。大伴君熊凝者、 参;;向京都;。為」天不幸、 肥後国益城郡人也。 在、路獲、病、 即於 |安芸国佐伯郡高庭駅家 年十八歳、以,,天平三年

族で、 中央への貢上等を担う形で部民制に関与したと目される事例も多い。ただ、 北郡は 東国の伴造的国造の如くに自身が部民管掌に携わる形をとったようであり、 葦北君の一員であった。日羅の父阿利斯登は自らも刑部靱部として部民制的奉仕を行っているが、西国の国造は自身は 我君大伴金村大連奉||為国家||使||於海表||火葦北国造刑部靱部阿利斯登之子、臣達率日羅||と名乗っており、 存続していたものと推定される。 部民管掌に携わっていないものの、 りはないが、八・九世紀の史料を探索すると、 では、真上勝岡は西海道のどの国の出身であろうか。 他田 『書紀』敏達十二年是歳条で活躍する倭系百済官僚日羅の本拠地で、彼は「於;|檜隈宮御寓天皇《宣化》之世 =敏達大王の訳語田 (他田) 国造の役割としてその一族や配下の人々が呈する部民制的貢納の全体を処理して、 幸玉宮に奉仕したことに由来する賜姓と考えられ、国造一族が郡領氏族として dにより肥後国葦北郡に真髪部姓の豪族が存在したことが知られる。 西海道には真壁郡・郷・ dの葦北郡少領の他田姓者は葦北国 阿利斯登のあり方を見ると、 里の地名や関連の神社名などの手が 葦北君一族は 葦北国造 か

の真髪部福益は白丁とあり、 当該期に散見する社会的救済を実施しており、 郡司一族ではなかったようである。ただ、 郡司も含めた富豪層に位置づけられる人物であったことにな 郡領他田氏とともに私物を輸して飢民を済

(62) 肥前国: 上国

01天暦5・2・11/平258; 肥前国武雄社四至実検文の日下

神主:伴(草名)、五所官長:小槻(草名)、図師僧(草名)、郡司代:僧(草名)、書生:船宿禰(草名)、府使:平朝臣(草名)、実検使加賀権守;源朝臣(草名)

02天仁2・8・14/平1709;肥前国武雄社使上分田貢進状の日下

図師:僧(花押)、郡司掾:藤原(花押)、書生介:藤原(花押)、使/散位:惟宗朝臣(花押)

03天永2・10・2/平1753; 筑前国観世音寺三綱解案

中津庄について、「新司在京之間、附在庁官人等解状」と見ユ

04天永3・1/平1764;武雄社使上分田貢進状の奥下(図師、郡司代、主典、使) 使/介:平(花押)

05天永3・12・17/平1788; 武雄社使上分田貢進状の奥下

図師:僧(花押)、郡司代:僧(花押)、書生権大掾:伴(花押)、使/藤原(花押) 06元永 2 · 12 · 27/長秋記

字紀権守…藤津荘事件:鎮西平氏で藤津庄司清澄の子直澄の妻の父として、源常弘 らとともに加担。平正盛の郎従に捕縛される。在庁官人の上首か

07大治1・9・6/平2084: 大宰府政所下文案

中津庄の保護を命じる。充所は「肥前国雑掌」とあり、実際には「在庁官人等宜以 承知、依件行之」とある

08大治1・⑩・7/平2085;肥前国在庁所牒案の日下

権大目:真上元重、権大掾:清原、権介:酒井(在判)・清原(在判)・平・酒井(在判)・佐伯朝臣(在判)・源朝臣(在判)・上毛[野脱カ]朝臣(在判)・藤原朝臣

09嬉野系図

権守:藤原幸通…永暦1年に反乱を起こした日向通良の弟、「大治年中賜肥前国養 父郡綾部庄大進房之跡、初而下向。小浜・西郷・綾部・藤本・土井等之先祖」とあ る

10平治1・11/平3040;肥前国武雄社上分田奏免状の奥下

図師:僧(花押)、郡司代:僧(略押)、書生権介:酒井宿禰(花押)、使/明法得業生:佐伯(草名)…実検所(使―書生―郡司―図師)を構成

11応保2・3・23/平4804;肥前国司庁宣案

河上宮一宮の神事について「在庁官人及社宮等官承知、更不可違失」と見ユ

12嘉応2・3・10/平3535;留守所下案の日下

権介:船、・酒——(在判)・縣、(在—)・橘、(在—)・上野、・大江、(在—)・ 源——・船、(在—)・?・船、(在—)・筑志(在—)・?、目代:——(在—)

13承安 3 · 2 · 14/平3619;清原兼平質地去状案

権介: 清原真人兼平…私領を沽進

14安元 1 · 12/平3734: 大宰大弐庁宣案

在庁官人…建春門院領に対する国役停止を命じられる

15安元 $2 \cdot 6$ / 平3766肥後国河上宮神田注文案の奥(「任社家注文、在庁官人等加署之」)

権介:酒井宿禰(在一)、介:船井宿禰(在一)・上宿禰(在一)・上宿禰(在一)・

橘朝臣 (在一)・源朝臣 (在一)・藤原朝臣 (在一)・藤原朝臣 (在一)・伴朝臣 (在一)・ 橘朝臣 (在一)・船宿禰・船宿禰 (在一)・酒井宿禰 (在一)・縣宿禰・伴朝臣 (在一)

16保元3・3・23/河上神社文書95;留守所下文…僧琳誉を河上宮座主職に任命

権介:伴(花押)・船(花押)・源(花押)・上毛野(花押)・文屋朝臣(花押)・酒

八

井宿禰 (花押)·平朝臣 (花押)·船宿禰 (花押)·筑紫宿禰 (花押)·伴朝臣 (花押)、目代散位:橘朝臣 (花押)

17歴代鎮西要略

在庁国司:高木肥前守宗貞…「世々国府執行」で於保郷を知行、宗家の父

18文治 2 · 8 · 12/鎌156;留守所下文【以下、*=在判or花押】

権介:源*、介:伴・縣*・船*・源朝臣・橘朝臣・上宿弥・酒井宿禰*・船宿禰*・ 酒井宿禰*、目代:平*

19文治5・11/鎌414; 橘成弘解案…免除申請に対する在庁官人等加署

権介:船宿禰*・酒井宿禰*・上野宿禰*・橘朝臣*・源朝臣*・橘朝臣*・船宿禰・ 船宿禰・酒井宿禰・伴朝臣*・源朝臣*・酒井・筑志朝臣

20建久4・10・3/鎌693;留守所牒案

権介:源*・橘朝臣*・伴朝臣*・酒井宿禰・船宿禰*・船宿禰*・橘朝臣*・源朝臣*・橘朝臣*・酒井宿禰*、目代:中原*

- 21建久7・2/鎌834;肥前河上宮講衆等解案…課役免除の在庁官人等加署権介:酒井宿禰*・橘朝臣・源朝臣*・藤原朝臣・藤原朝臣*・船宿禰*・船宿禰*・船宿禰*・船宿禰*・源朝臣*、権大掾:?*、大目:伴
- 22建久8 · 正 · 20/鎌895;藤原遠清田地奉免状…免判

公文:酒井宿禰*・?・?・?・源朝臣*、田所:僧*、惣公文:?、政所;?、散位:中原朝臣*

- 23承元 2 · 6 /鎌1748;僧良厳解写…別所山住僧良厳に対する免判 目代右衛門尉:俊□*
- 24承元 2・6 /鎌補531;僧良厳解状…留守所裁判を申請→袖判
 - 留守所目代左衛門尉:藤(花押)
- 25承元 3 · 4 · 25/鎌1793: 留守所下文案…川上宮五八月両会流鏑馬事を定める 権介: 船宿禰・平朝臣(在判)・---・・--・・--・・--・・-

26建暦1・5・17/鎌1875;肥前国留守所田地寄進状

…一宮河上社の南門料として免田三町を寄進

権介:平朝臣(花押)・橘朝臣・「]

27嘉禄1 · 7 /鎌3391;肥前国留守所奉免状写

…河上宮の宇佐宮三十三年一度御造替用途料の賦課を免除

権介:船宿禰・縣宿禰・藤原朝臣・酒井・平・船・酒井・上野・酒井・橘・県・船・藤原・藤原、目代:大法師

- 28寛喜 4・3 /鎌4306;大法師栄賢解状…「任留守所御裁御裁判旨、在庁官人等加署之」権介:藤原朝臣(裏花押)・藤原朝臣・橘朝臣(花押)・上野朝臣(花押)・源朝臣・船宿禰(花押)・酒井宿禰(花押)・藤原朝臣・船宿禰(花押)・県宿禰(花押)、右衛門少尉:源朝臣(花押)
- 29貞永1・3・25/東大寺大勧進文書集80; 関東御教書

…高木六郎家知が六箇里書生・税所執当両職を押領した旨を訴える

在庁権介: 基直

九

30天福 2 · 7 · ? /鎌4683; 肥前国司庁宣

…肥前国高来西郡三郎丸名内伊福□□検注収納使職に任命:「云国方万雑公事弁、云郡使・書生之交、不可有其煩」として、別納不輸を認める

収納使職:藤原通清

31文暦 2 · 8 / 鎌4817; 肥前河上山衆徒解

…無縁所たることの証明を求める→在庁官人が奥に署名

権介:藤原朝臣・藤原朝臣・橘朝臣・上野朝臣(花押)・源朝臣・船宿禰(花押)・ 上毛朝臣(花押)・藤原朝臣(花押)・紀朝臣・県宿禰・酒井宿禰

32延応2・2・14/東大寺大勧進文書集39;官宣旨

肥前守藤原親頼が国守を拝任し、在京雑掌に土風を尋ねる

- 33仁治2・1・22/鎌5743:肥前国河上宮政所注進状の袖書…税田所に勘申を指示 目代: —— (在判)
- 34仁治2 · 5 · 18/東大寺大勧進文書集16;官宣旨

肥前守藤原庁官久良の奏状中に在庁官人(庁官とも)等解を引き、国内の情勢を示す 35文永3・6/鎌9547:肥前国郷検注帳案

> …書生、介兼政公廨給田、介国高公廨給田、大領免、庁所司時国公廨給田、政 所直田、郡司正得分、など見ユ@鎌9548

36弘安 4 · 2 · 7 / 鎌14247; 大勧進聖守書状

…河上宮造営を一国平均役で執行すべき旨を伝える

在庁

37正応 3 ・ 2 ・20/鎌17273; 少弐経資召文…肥前国領郷之所課・宇佐宮用途事を執達 執行

38正応5・7・5/鎌17965; 鎮西奉行連署書下案

執行職:於保四郎入道

- 39永仁6・6/鎌19725:肥前国在庁(?)解案…高麗国牒使の到着etc.@鎌19724・730 在庁か:高橋国平(在判)・高橋則貞(在判)・高橋国縄(在判)・舟(丹)治助近(在 判)・高椋忠重(在判)・宮原貞弘(在判)・大中臣高光(在判)・田隈実吉(在判)・ 高橋則房(在判)・舟(丹か)治実光(在判)・平重光(在判)・平宗弘(在判)・藤 井守正(在判)・藤井重光(在判)・宗形吉光(在判)
- 40正安 4 · 9 · 10/鎌21234;鎮西御教書案…河上社造営 在臣
- 41乾元2 · 4 / 鎌21470; 肥前国河上社座主弁髪解状

奥に「留守所御外題明白之上者、在庁官人等加署権之」権介:藤原朝臣・藤原朝臣・藤原朝臣・藤原朝臣 (花押)・藤原朝臣 (花押)・県宿禰 (花押)・藤原朝臣 (花押) 目代:法 眼 (花押) (袖に署名〔留守所裁の外題〕)

42乾元 2 · 8 · 4 / 鎌21590;鎮西御教書案…河上社造営

在宁

43正和4 · 6 · 2 / 鎌25526; 鎮西下知状

国衙雑掌

44文保 2 · 2 · 10/鎌26545; 肥前河上宮免田領主交名注文案

城崎西郷書生:通政、山田東郷書生:兼益、小津東郷書生・恒持、政所代:家国「留守所御外題明白之上者、任先例、在庁官人等加署之」権介:藤原朝網・藤原朝臣・藤原朝臣 (花押)・藤原朝臣 (花押)・藤原朝臣 (花押)・藤原朝臣 (花押)・藤原朝臣 (花押)・ 藤原朝臣 (花押)・ 泰原朝臣 (花押)・ 泰原朝臣 (花押)・ 本藤原朝臣 (本神)・ 本神)・ 本神(本神)・ 本神(本

45文応3・2・27/鎌27726;肥前髙来西郷永吉名国方馬上検注目録

国師兼郡司、書生:(花押)、大使(花押)

46元亨 2 ・9 ・1 /鎌28165; 肥前河上社遷宮儀式注文…在国司が官幣使を務める 在国司: 弥二郎大夫兼益

「為後證、在庁官人等所令注進如件」権介: 藤原朝臣兼益(花押)・藤原朝臣元氏(花

押)·藤原朝臣兼利(花押)·藤原朝臣恒持(花押)·伴朝臣忠恒(花押)·県宿禰季 通(花押)·船友国(花押)、庁所司:清原

47元亨3・9・16/鎌28523;鎮西下知状…文治5・11の文書に見ユ

権介:成弘

48元亨4・6・16/鎌28725;鎮西下知状…文保2・2・10の文書に連署 国衙直人

49正中2 · 3 · 12/鎌29040; 造字佐宮作料米絹等勘定状

調所代:正善(花押)、税所代:道之(花押)、御使代:湛幸(花押)、御使代:長秀(花押)、小目代:念法(花押)

50正中2 · 8 · 7 / 鎌29175; 肥前国調所代正善等連署勘定状

調所代:正善(花押)、税所代:光明(花押)、御使代:有貞(花押)、御使代:長 秀(花押)、小目代:念法(花押)

51正中3·3·2/鎌29368; 肥前国目代某書下

…国司初任勘判・重任勘判を一宮川上免田に切進

目代(花押)

52嘉曆 3 · 9 · 25/鎌30400; 目代某請取状案(青方文書)

目代:(花押)

53元徳4・1/鎌31669;肥前河上社雑掌邦陣状写

在庁、留守所

54正慶 1 · 8 n/鎌31837; 造東大寺領肥前国雑掌申状 国衙

(63) 肥後国:大国

01久安1 1/平4719; 肥後国訴状案

雑色:海貞清…大将軍木原広実の二男秀実により射傷せらる

目代…国庁館下関部路頭で秀実に数度射危される

在庁…2/30在庁解により、広実の公物運取を証言

権介:季宗…田口新大夫行季により私領山手村を焼掃われる(康治2・4・3)

国使権介:近依…4月中旬:行季に凌礫される

02治承4・11・17/玉葉

権守:菊池権守(隆直)…「鎮西之賊」とあり、寿永1・5・11条で筑後守貞能に帰降

03寿永1・3・30/吉記

目代: 久兼…脚力を京上させ、菊池隆直の反乱、筑後守貞能による国務押取と目代 逐出を言上

04今昔12-28「肥後国書生、免羅刹難語|

…「今ハ昔、肥後ノ国ニ―人ノ書生有ケリ、朝暮ニ館ニ参テ、公事ヲ勤テ年来ヲ経ル間ニ、忩事有テ早朝ニ家ヲ出テ、館ニ参ケルニ、従者无クシテ只我レー人馬ニ乗テ行ク、書生ガ家ヨリ館ノ間、十余町ノ程ナレバ、例ハ程モ无ク行キ着クニ」→羅刹に会う

…家は館と別処(十余町の距離)にあり、館に出勤して公事を勤める

05『古代氏族系譜集成』(古代氏族研究会、1986年)所掲

主帳税所公文: 宇治宿禰惟親…平城宮朝阿蘇郡擬大領平田麻呂の九世孫

主帳公文:惟通…惟親の子

判官代:日奉直親安…益城郡の郡領氏族? 正暦3・6・12卒(71才)

合志郡司兼行判官代:親保…親安の長男

益城郡政所:親義…親安の次男

06建久6 · 2 · 8 / 鎌767;留守所下文案 【以下、*= 花押】

権介:中原朝臣*・肥宿禰*・紀朝臣*・肥宿禰*・清原真人*・佐伯朝臣*・肥宿禰*・ 真上真人*·佐伯朝臣*

07建久6 · 3 /鎌777;肥後甲佐領立券文案

字土権介:紀朝臣*、益城上鄉:源氏(ママ)*、益東権介:肥宿禰*、書生権介:肥 宿禰*

08建久6/泉涌寺不可棄法師伝

在庁:秦小大夫…正法寺の大檀那

09嘉禎2・3・17/鎌4945; 大友親秀譲状

税所公文国侍所司職:大友親秀…父能直から伝来→三男観音丸に譲与

@その他、豊後・肥後の地アリ

10仁治2 · 6 /鎌5904;肥後国留守所下文

郡司:紀(花押)、書生:(花押)、大使:(花押)

11弘長2・12・28/鎌8909;肥後国司庁宣

留守所在庁官人宛

12弘安6・12/鎌15043; 肥後野原荘検注目録…国侍給・国雑色・書生給見ユ

書生代:沙弥(花押)…図師・公文ともに署判

13正和1・4・9/鎌24588;秀度奉書案…藤崎宮の造宮料所

在庁官人

と思

わ

n

る

ので、

これ

b

肥

後

玉

0

相

撲

人

0

事

例

とした

(備考) 出典の略称:平=『平安遺文』、鎌=『鎌倉遺文』の文書番号。東大寺大勧進 文書集は吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「「東大寺大勧准文書集」の研究」(『南都仏教』 91、2008年)に依拠。人名の「?」は肩書のみで氏名が記されていないことを示す。

う

なお、

肥

後

玉

0)

相

撲人としては、

『長秋記』・

記

Ė

なぐ存在として真

Œ

勝

岡

を位

置

づ

けることも

口

能 の

で 間

あ

ろ 0

相撲人と在庁官人・武士とのつながり

か

5

は、

を

見えており、 大きく下るも

在庁官人とし

ての

真上

庆

0 13

存在

が

知ら

n

る

が、

その

在

地

13

おけ

る位置づ

け

は不詳である。

また時

代は

0)

0

表3-

肥

後

玉

0

06

権介真上真

人人氏

が

ょ

ŋ

益 d

城

真

£

日

乙なる有

力豪

族

が

W

たことが

わ

か e

る

る。 Îl

以

前 郡

0 13

当

地に

おける真髪部

氏

0)

動

向としては、

ろである。 (12) おした族字 して京上し 条に二番 九条家本中 時 郎 平 Ŧī. と見える 番 宇治 成清、 岩 或 たのでは そ 方 右 0 部 人記」延久三年 0 記 また散見する宇治部姓 他 公 が 県 部 恒 (宇治宿 活 類 なく、 f 方 躍 0 L 大伴君 天永二年 四 てお P 禰 番 は 右 ŋ り相 熊凝 方 〇七 0 0 でも単 関 撲 九条家本 藤井貞 連 の者などは 人とし なる が 八 推 季 月 7 察 玉 中 随 八月二十 ざれ 司 末 右 中右 日 阿 行 0 記 したも 従者と るとこ 蘇 条 (字 部 郡 0)

阿

0

二〇)、また表3―肥前国の16・18〜21・44・46に伴朝臣などが知られ、いくつかの国に分布していたようである。 天平八年度薩摩国正税帳に出水郡の主政外初位上勲十等大伴部足床、主人帳無位大伴部福足(『大日本古文書』二― 上述の敏達紀に看取される中央の大伴氏と肥後地域の豪族との関係にこの大伴君の存在も位置づけることができるかも 益城郡の有力豪族としてはeの肥公馬長が知られ、同じく君(公)姓であり、大伴君も相応の有力豪族と目される。 ちなみに、 西海道では百済救援の役で出兵した筑後国上妻郡の大伴部博麻 (『書紀』持統四年十月乙丑条)、

う事例もあるが、こちらは筑後国出身者か否か確定できず、一応除外してみたい。以上を要するに、真上勝岡の出身地 道の相撲人と国衙・武士との関係如何といった点に関して別案を敷衍してみたい。 もよいのであるが、以下、さらに相撲人と在庁官人・武士という視点から、 加・削除するところはない。したがって真上勝岡の出身地を訂正するという目的は果されたので、ここで考察を終えて は肥前国か肥後国と目されるのである。勝岡の出身国についてはこれ以上の材料がなく、 には上述の真上勝岡とともに京上していた相撲人県為永がおり、 おきたい。その他、 八・九世紀の史料ではないが、以上の肥後国以外にも、表3―肥前国の8には権大目真上元重の名前が見える。 『大間成文抄』第四・請料に「『長徳三秋』筑後権介正六位上真髪部宿禰守忠 勝岡の出身地としてはこの肥前国の可能性も考慮して 肥前・肥後の国衙機構をめぐる問題や西海 勝岡に関する知見はもはや付 〈海印寺作料〉」とい 肥前

二 肥前・肥後国における国衙機構の展開

は在庁官人が武士化すると言われており、 ここでは真上勝岡の推定出身地に関連して、 郡領氏族以来の伝統を有する在地豪族が国衙に転身し、 肥前・肥後国における国衙機構の様相と武士の関係を整理する。西国で 書生・判官代などに

似する状況を呈し、 世紀前半に各地に定着して大蔵氏流、 あるようである。 の入寇を契機に、 在庁官人の上首者として国内武力を統括する存在になっていく例が見られる。但し、西海道に関しては東国と相信。 これを撃退した大宰府の「無」止武者等」が武力を誇示、彼らの子・孫の世代、 東国では十世紀代から桓武平氏などの活動が知られているのに対して、大宰管内では寛仁三年の刀伊 武士が在庁官人化することで、 菊池氏、鎮西平氏などとして展開していくことになる。 在来の豪族とは異なる新たな在地勢力が確立していくという側 十一世紀後半~十二

g『春記』長久元年(長暦四=一○四○)四月十三日条

以 経二一夜」下向者。 息 | 云、平則孝令| |尋問 | 之処、此度不| |京上 | 云云。仍問| |彼定任後家 | 、申云、此度則孝不| |参上 | 。 隆家之郎頭也。此度運上物之押領使京上云々。又安房守真重之子兵衛尉真季、与,,定任,有,,故。若是等所為歟云々。仰云、 此事|新司為弘語||付彼国人平正高|、令||京上|、即殺||定任|歟。已有| (上略) 少時定親帰参奏云、 ||此旨 | 可 」仰 二此旨 一可レ奏者。 ||関白||也。彼父則孝若在」|京歟。然早可||搦捕||由可」仰也。(中略)|晩頭右衛門尉季任参入、 但至;;于正孝;者、彼夜中差;;検非違使等;、遣;;尋河尻辺;已了。其使未;;帰参;者。予先申 又奏聞、 別当令」奏云、定任後家有|嫌疑一両人|。肥後前後司間有| 仰云、 則孝不,,京上,、何為乎。至,,于正高,慥可」尋之由、 ||其疑|。件正高是平則高 ||由緒|、而皆殆及||合戦 重可」仰者。 (五位) 只彼子正孝参上、 子也。 (下略 ||関白殿 伝...別当消 件父子

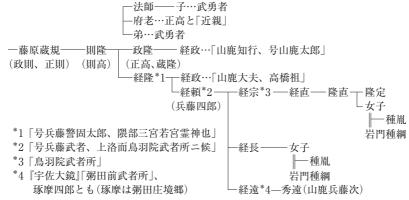
□『春記』長久元年四月三十日条

但定任殺 日関白被」命云、定任殺人嫌疑人、先日捕」之。是成章之郎等也。是男筑紫人也。件男依」無 | 歟者。件出家男於 ||府老||〈某丸〉已了。其兄法師又被」殺了。是定任所為也。 不レ知 |其在所 | 。是若彼等所為歟。 ||獄中||自害了云々。獄中不」置||刀釼之類|。近来庁之事只依| 更不」可」疑 他人 事也。 其府老之弟男・又法師之子等、 又後家告言、 |賄賂||云云。尤可」悲事也云々。 蔵隆是府老之近親也。 指事 |免除云々。 是武勇者也。共 知」事 定内々

山 寺 本古 往 来 Ŧī.

若有 将 定 為 謹 五 軍 言 也 豈不」隨 非 謹 米 被 常 言。 敢 押 に示 臨事 不 領 武者子孫 被 使 可 渭 其 -、 必 ン致 勤 米押 命 定京上官米 仕公事 可 対捍 哉 領 招 専 使 不レ継 速 嘲 之事、 以 之由 哢 但 抻 此 至 歟。 其業 領 趣 于 郡 洩 使 早被 従 司 之上、 重 啓 之由 兵 仰 於 書生之間 申 遣 国 只 停 者。 年老身貧 諸 ...前 (今従 郡 者、 _ 已了。 国宣 兵船 有 天幸 税所 如 所 不 茍 Þ 則 有 判官 此 伝 儲 々。 被 其 言 代許 乞也悉」之。 員 仰 謹言。 人隨 云 仍 申 既 所 兵 代 来

見)、 に一藤 には は前 矛レ 子 父子関係は図 肥後守藤原定任殺害事件に関する記事 後 g 尤不便歟」 原 可 藤 孫 0 では平 レ 注 蔵 有 正 **図** 正 高 力武士 載 2 1 崱 2と合致してい 由 件人是則高之息也 高 などと記され 隆 菊 緒 0 £ 池 魺 正高父子が下手人に擬され 着 氏 隆男〉、慥可 0 0 件 あ 祖 男父子隆 ŋ は . る。 てい 方や 第 る = 召 章 玉 帥隆家卿之郎 家第 ので、 で触 れらによると、 衙 進一之由 機 で 構 n 之者 正 た藤 と 高は 第 可 0 7 也 原 関 お給 頭 藤 報 11 係 蔵 也 則 原正 るが、 若 は四 が 規 官 高 看 有 符於大宰府 高 几 月 取 隆 隠 が正 月二十 いされ + 四 g 忍 月 千 . る。 日条に 正 h 高 七 七 也 H H は 為 = TE. そ 条 条 所



肥

図2 菊池氏の略系図

Ŧi.

隆、蔵隆)父子は長暦元年(一〇三七)八月任の大宰権帥藤原隆家の有力な郎等であったといい、則高は五位の位階を

う年次は措くとしても、府官から肥後国への進出を企図したのであろう。 代後三条院御宇延久四年壬子父子初下肥後国、居菊池郡」などと注されており、延久二年(一〇七〇)ないし四年とい 始菊池領主」、「大夫将監/延久二年庚戌人皇七十一代後三条院御宇菊池郡下向」、「従五位下菊池大夫将監/人主七十一 十二月に四十五歳で中納言を辞任して前中納言としての任官であり、現地には赴任しなかったと考えられる。したがっ 回 るので、「西郷」の地に所領を有し、肥後への定着をさらに強固にしていくことになる。 て則高父子が隆家と関係を結んだのは、初度の赴任時、嚢祖蔵規の時代からの有縁であったと見ることができ、三種の 『菊池系図』(『続群書類従』第六輯下)の則高(隆)の項には「大宰少監大夫将監/延久二年庚戌初而肥後国菊池ニ下向 藤原隆家は刀伊の入寇の際に大宰府官長であり、三十七歳で着任、現地にあって事態に対処することができたが、今 度目の権帥 (在任長暦元年〔一○三七〕~長久二年〔一○四一〕) は五十九歳で拝命、 子正高(政隆)は「西郷太郎」と称されてい 万寿二年(一〇二五)

府の勢威は絶大であり、 を発し、定任による府老の殺害、そして府老側の報復行為によるものであったことがわかる。 人々と婚姻関係を持っていたことが窺われ、(ヒウ するところは大きかったと考えられる。図2ではまた、肥後で菊池氏として定着してからも、 たと言うから、何らかの関与が疑われているところである。「近親」は婚姻などによる関係を示唆し、 g・hには何人かの者が嫌疑人となったことが見えるが、hによると、この事件は元来藤原定任と府老との争 蔵規 ―則隆が大宰府周辺で築いた人的つながりを維持することは、 西海道諸国の中心大宰府、さらにその先にある中央の朝廷とのつながりも 肥後国における活動でも資 大宰府周辺の大蔵氏流の 正高は府老の近親であっ 西海道では大宰

常に視野に入れながらの展開であったと目される。

本古往来』は能因(永延二年〔九八八〕~永承五年〔一〇五〇〕?)の如き人物の撰に比定される文例集で、⁽²⁾ 譜第性とともに、郡司や国書生、即ち国衙機構を支える在地有力豪族からの推挙、彼らとの信頼関係も重要な要素であっ 権限を有する「将軍」として、武士が国衙機構に位置づけられていく契機になったと目される。iではまた、そうした® 揮し得る人物、 同 が、やはり武力を有することが不可欠であり、 があったのではないかと考えられる。この場合の押領使は押領使・追捕使と併称される国衙軍制を担うものではない 上 たことが看取されるところである。 .時期のものであり、そこには京上官米押領使なる役職が登場している。この運米押領使には「武者子孫」で武力を発 |物の押領使として上京していたことが知られ、 では、菊池氏に連なる人々はどのようにして肥後国で地歩を築いていったのであろうか。gによると、 武名を揚げて人々が信服するような勢威を持つ者が起用されるようであり、諸郡兵船や随兵を差発する 国衙軍制の押領使につながる存在であったと見なされる。 (8) 則高も京上が云々されているので、以前に同様の役柄で上京したこと 藤原正 g · h

反平家に立ち上がり、一旦は平貞能に鎮圧されるが(『吉記』養和元年〔一一八一〕四月十四日条、『玉葉』寿永元年 活躍する隆直 経隆の系統が本流になり(図2では体裁上、政隆を先に記したが、『菊池系図』の兄弟関係では経隆が兄、 為弘が正高らに命じて前司を殺害させたという情報が伝えられている。則高・正高父子はそれ程までに国衙機構と密着 〔一一八二〕五月十一日条など)、源氏方として以後の菊池氏の繁栄を築いている。 していた訳であり、 gによると、藤原定任殺害事件については当初は肥後国の受領交替に伴う紛擾が原因ともされており、 図2によると、院武者所を務めるなど、中央とのつながりも有していたことが窺われる。治承・寿永内乱期に (高直)は在庁官人の上首者として「菊池権守」と見え(『玉葉』治承四年〔一一八〇〕十一月十七日条)、 武者と国衙との関係を窺わせる好例となろう。その後の菊池氏の展開としては、正高 後司である某 (政隆) 政隆が弟で の兄

建部成末・菅野為国 | 、所 | 追取 | 女六人也。損亡米廿五石二斗六升・籾十五石・稲二百卅五束・大豆十八石七斗二升 損亡 | 事。与力人、僧厳仁、経盛男高三太郎、同後子乗月房。右、件行季背 | 伯父経盛沽券 | 、去康治二年(一一四三) 欲」行二罪科」矣。 去天養元年 経盛之甥也。 八千二百八十九疋、 恣所; 運取, 也。 封納稲四百余束・米十六石運取事。右、木部保内田堵市丸作田所当官物府米封納之後、今年二月之比、不」憚 目代両人」、希有存命。 包之身;了。 養子秀実射,,,危目代,、射,,傷雑色貞清,、 〈不知姓名〉。追;;取馬三疋、綴牛皮一領、 石 唯在,,広実一人,。仍奏,,聞 百六十三疋五丈之上、於領 (一一四四) 十二月十九日、 斗 即雖,,訴申,、无,,其沙汰,。 彼経盛死去之尅、 五升・ 又豊福保稲事、去二月卅日在庁解・官使等申文明白也。凡如」是公物押取之条、古今未曾有事也。 引,|率千余人軍兵,、発,|向権介季宗私領山手村 /③|同広実運,|取公物稲千束・米十六石 | 事。詫万西郷木部保司訴申稲六百余束并八代北郷豊福保内 自余雑物不」可,,勝数,。又去年内検之間、 喬麦一石七斗九升・苅稗四百廿束・苅麦四十五束・胡摩六升・ 又射::傷雑色海貞清:]了。 <u>(</u>5) 為;;官物之弁;、定;;彼近依;入向之日、 同行季去四月中旬打 公家 |、欲」懲 ||後昆 |。 / ④一田口新大夫行季焼 ||掃公地山手村 所」行之旨、謀殺第一也。早奏,,聞 日中押,|圍貢御所野部山専当近包宿所,、運,,取貢御甘葛,之後、 胡録一腰」。副進府解一通。右、件秀実、於,,国庁館下関部路頭, 、数度射,,危 殆及,,死門,事。大将軍広実二男秀実、郎従二人 後、前前司秦重朝臣任以後、年別七斗甘葛汁凡不,,進済,、 事之子細見,,于府解,。訪,,之古今,、未曾有事也。仍奏,,聞 |凌|||礫国使権介近依 乗馬一疋押取了。 捜 取内財雑物、 田口大夫経延并行季為 公家」、欲」被」行; 罪科 | 矣。 殆及. 謂,,其直法,、既五百疋也。 三死門 焼川掃四十余字之在家 事。 〈彌藤次、内五男〉、残十余人 塩 右 石 □張本□、 一斗六升・ 件行季者、 為,,極訴,之処、 = 取 直令」殺二害近 /②一同広実 雑物 軽色 砥川大夫 公家 国威、 旁致 偏国

与力人、日向国真幸院住人字小郡司貞重・波多利三郎別当正晴・入田太郎貞明・和泉比草次末平・草藤次貞守、 ⑥一久万郡住人貞倫并舎弟六郎重平等、 凌…礫国 欲」被二断罪一矣。 使 也。 乍 〈兼又行季所 置 嫡子盛延、巧 ||運取||之国庫納砥川官物米四十三石五斗・稲千八百八十八束、 追 |掃同郡住人守高城内|、押 ||謀計|、企||非論||之条、 左道第一也。 |取種々雑物・人馬|、虜| 狼藉之至、 何事如」之。 領彼所領 可以被 田 糺 当国住 返也。〉 _ 聞

『平安遺文』五〇七五号養和元年(一一八一)十二月肥後国鹿子木庄雑掌成安解

人八代藤三重永・

同所従

〈字四郎別当同舎弟〉

池高□〔直ヵ〕不」運,,上年々御年貢米,未 []。(下略) 肥後国鹿子木御庄雑掌成安解 申請 勝功徳院政所裁□。 請」被上殊蒙二 恩裁一免除上、 且為||阿蘇神人濫行|、 且依 菊

も請け負うようになったのではないかと指摘されている。こうした庄園・公領を支える存在としての菊池氏、またそれ 進したことは周知の通りであり 宰大弐藤原実政 高・正高父子が国衙の「運上物之押領使」として京上していた姿と通有する。鹿子木庄の根本領主沙弥寿妙が庄園を大 畢」、「使貞能朝臣下向之刻、 故に国衙や中央と対立する姿は、 直が鹿子木庄の年貢米を肥後国から京都に運送・上納する役割を果していたことが知られ、g・hで見た菊池氏 つながりを考慮すると、このような菊池氏の存在形態を前提に、実政への寄進に伴って、菊池氏が鹿子木庄の年貢進上 その菊池高直の肥後国における活動を見ると、kの本文(下略部分)には「又至|,于去年御年貢,者、為|,菊池乱逆|. [(在任応徳元年〔一○八五〕六月二十三日~寛治二年〔一○八八〕。十一月二十八日に伊豆配流) 彌以騒動之故」などとあり、正に上述の反乱に関連する事態が記されている。ここでは高 (『平安遺文』三三二二号長寛二年十二月二十七日中原親貞解など)、大宰府と菊池氏 少し時代を遡ったうにも看取されるところである。 0 袓 崱

,には①~⑥の案件が記され、 前後欠の文書であるが、①~③は「大将軍」と称される広実とその一族、④・ ⑤ が 田

いたと目される。 える)らが「大将軍」と称されている(軍兵五百余人を発す)ように、 別当安清、 正月十八日肥後国 納入をめぐって国衙と対立する側面が表出している次第である。 \square 『宮寺縁事抄』筥崎造宮事には仁平元年〔一一五一〕九月二十三日の事件において、大宰府目代宗頼が 新大夫行季とその一族、⑥が久万郡住人貞倫らが関わる濫行事件を伝えている。①~③の広実は承安三年 「将軍」 同執行大監種平・季実等 | 為 | 使張本 | 、 の呼称、康治三年(一一四四)正月筑前国観世音寺所司解(補三一九号)で大監三毛大夫季実 ②では国府周辺での目代襲撃、③では国衙領である保の官物掠奪が糺弾されており、 [源顕実山地寄進状 (『平安遺文』三六一八号) に登場する源姓木原氏につながる人物に比定され、 引,|率五百余騎軍兵,、押,|混筥崎・博多,、行,|大追補 相当数の軍兵を率いる一国棟梁への道を歩んで ここでは官物の 「以二検非違所 (大蔵氏流で、 (捕)」」と見 (一一七三)

ある。 四十字以上を支配しており、 しているので(図2も参照)、『菊池系図』には見えないが、菊池氏一族に比定されている。 らは千余人の軍兵を引率したといい、大きな軍事力を有していた。在庁官人の上首者である権介 よると、 田 次に④・⑤に登場する人々の関係は図3の如くであり、 (肥宿禰姓と見る説がある) また経盛の別の男子らはこれに反対し、 0) 日条)、 経盛とその嫡子盛延は砥川の地の官物を国衙に納入しようとしたが、兄の経延やその子 郡司氏族として知られ 在庁官人側も多くの在地豪族とつながりを構築していた訳である 相応の武力を保持していたと目される。 (『平城宮木簡』三〇〇号 [天平三年]、 も山手村を私領として、 一族間の争い、 建部成村・菅野成末などを従え、 田口経延・砥川経盛は かつ国衙への対捍となったようで 肥後国における建部姓 『三代実録 ④ で は 田 「経」を通字に 口行季 田口大夫経延 田口新大夫行季



図3 田口経延・砥川経盛の系図

また真上真人氏などの来歴は不明であり、肥後国の情勢についてはこれ以上の史料がないので、次に肥前国の様相を整 衙機構からは離れて、武家勢力側として展開する道を選択していくものと目される。その国衙機構側に登場する肥宿禰 庁官人には名を連ねておらず(表3-肥後国の $6\cdot0$ 。0には源氏が見えるが、 $1\cdot3$ の木原氏との関係は不詳)、 るところである。こうした状況が菊池高直の勢力構築に至るものと思われるが、菊池氏=藤原姓者は鎌倉時代初期の在 や治承・寿永内乱に展開する各地の不安定な状況が醸成されつつあったことを窺わせてくれる。⑥ではまた、久万 郡住人と八代郡や日向国真幸院住人との結合が知られ、国郡域を越える広範囲な与党形成や紛擾の発生が推察され は時恰も坂東で源義朝が相模国大庭御厨や下総国相馬御厨で天養事件を起こすのと並行しており、 保元・平治の乱 玉

- 『長秋記』元永二年(一一一九)十二月二十七日条

理してみたい。

海島 | 、不_授_食。又捕:|同郎従五六人 | 切_首云々。依_之正盛蒙,|追捕宣旨 | 、遣,|郎従 | 搦得云々。後聞正盛叙;|一階 | 云々。 隨||主人命||敢無」抗。然間為||父粮料||米少々運上、而於」道押留三四度。因」之結||怨心| 、搦||件範誉并妻及従類| 、放| 直澄父清澄、去年冬依||僧正勘当|、被」召||上京都|不||返遣|。 替庄司遣||僧範誉|、々々下向、後禍事寺||責直澄 於||常弘父子||者住所隠||居直澄||故云々。隨兵百人、多是西海・南海名士也。於||四条川原||検非違使等請||取首||云々。 其名云,;平直澄, 〉。次降人三人。源常弘〈五位〉并一男某丸。件二人被_縛、但騎_馬。一人字紀権守 今日仁和寺寛助僧正藤津庄司平清澄男直澄首入洛云々。仍密々於;;七条坊門河原;見物。 申刻首渡 〈付」样付二赤比礼一、 〈直澄妻父云々〉。 々々

m 『百錬抄』永暦元年(一一六〇)五月十五日条

n 『公卿補任』仁安三年(一一六八)条・平教盛の尻付鎮西賊主通良従類七人首伝,;京都, 。上皇於,;御桟敷,]御見物

真上勝岡異見

- (上略) 永曆元正廿一遷,,常陸介,〈権頭如、元〉、六月三日従四上 〈兄清盛朝臣追;;討肥前国住人通能; (下略)
- ○『公卿補任』仁安二年(一一六七)条・平清盛の尻付

五月十七日上表、 辞 |太政大臣并兵仗|。八月十日賜||官符 収山播磨国印南野、 肥前国杵島郡、 肥後国御代郡 南 · 土

比郷」、為二大功田」、伝二子孫」。

p 『源平盛衰記』巻二「日向太郎通懸頸事」

仰下。 目 成ければ、輙く落ざりけれ共、月を隔日を重ては、官兵は雲如に集りければ、賊徒は霧の如に散けり。 平治元年の比、肥前国住人日向太郎通良、野心を挟みて朝威を傾けんとする聞えありしかば、 通良以下の党類、三百三十五討取之由、家貞が許より交名を注して申上たれば、清盛朝臣事の由を奏聞す。 鳥羽殿に御幸有、 勅命を蒙て、 筑後守家貞を召て申含。家貞、 通良並子息通秀・親良以下の首七、御桟敷の前を渡されて被御覧。 西府に下向して、通良が城に押寄て、 (下略 度々の合戦に及ぶ。城も勇者 可追討之由、 永暦元年四月に、 同五月十五 清盛朝臣被

q『歴代鎮西要略』

数月遂...防戦.、 (上略) 今月十日、改; 元永暦元年 ; 。肥前国住人日向太郎通良、以; 源氏之縁 ; 、不」従; 於平家 ; 、遂構; 使節者筑後守平家貞 家貞乗」勝。四月中旬、筑後守家貞打||勝於肥前合戦|、斬||獲日向太郎通良及通秀 〈家貞者平氏族〉下;;向太宰府;、帥;;筑後兵;、 而発 ||向肥前国 城郭。 〈多比良氏〉 · 親良以 与_.通· 清盛奉」刺、

『鎌倉遺文』一○七号文治二年(一一八六)五月二十四日後白河院庁下文

下宗者七人、従兵三百廿五人,、以送,,首於帝都,。於,是、

鎮西咸附

|従於平家清盛 | 。

(下略

田 太郎高直濫行事。 大宰府在庁官人并神崎庄官等。 □件輩度度之所犯重疊、 〔仰ヵ〕下雑事陸箇条。 所行甚以不当也。 早任 副下解状肆通。 |解状之旨 |、 仏 |濫行実正|、 (一高木ヵ) 召 大夫宗家 |誡其身|、且

旨、甚以奇怪。然者、永停,,止重実之妨,、以,,季家,可_令_為,,地頭職,。但於,,有_限年貢所当,者、用,,本所之下知,、 下 重実者、為,,平家方人,益企,,謀反,、已重科也。就、中不、入,,鎌倉殿見参,之条、是則心中猶思,,平家逆徒事,歟。結構之 府宣| 令|,沙汰 |之処、為|,神埼郡住人海大夫重実 |被」妨之云々。爰季家者、不」属|,平家謀反 | 、仰|,朝威 |致|,忠勤 | 畢。 肥前国小津東郷内龍造寺村田畠住人。可上早以||藤原季家|為+地頭上事。右、件所者、 藤原季家依;,相伝之由緒,、給,

任,,先例,、可,致,,其勤,之状如,,件。以下。(下略 t 東大寺大勧進文書集八○貞永元年(一二三二)三月二十五日関東下知状(®)

肥前国在庁権介基直申六箇里書生税所執当両職事。訴状遣」之。 如、状者、 高木六郎家知掠, |給関東御教書 |、 令::押領

之状、甚無道也。如¸此職、不¸能;|関東御成敗|、可¸蒙;|国司裁断|之由、可¸令;|下知|之状、依;鎌倉殿仰|、 執達如」件。

任 倉遺文』八○八号)で肥前国押領使大監として大番結番を注進しているので、一国の武力を掌握する存在として、 河上社の座主職を押取していることが知られ、彼は建久六年(一一九五)八月二十五日肥前国御家人結番注文案 対する国衙機構の関与や武士による武芸披露などを窺わせる好例とされている。rの⑤では後述の高木(藤原)宗家が対する国衙機構の関与や武士による武芸披露などを窺わせる好例とされている。rの⑤では後述の高木(藤原)宗家が 令,,勤行,之事」、「早社家・国衙相共、彼可」令」動,|行流鏑馬以下神事,|之由、 四八〇四号)には、 係の史料の存在により、 を占める船宿禰や酒井宿禰など、在地豪族出身と目される人々の出自は不明とせねばならない にも介入しようとしていたことが看取される。但し、前章でその存在に触れた真上姓者、 肥前国の在庁官人の事例は、小城郡に所在した国府に近接する佐嘉郡山田郷の一宮河上社や杵島郡の武雄社の免田関 | 可」命||勤行 | 之旨、所」宣如」件者、 河上社の流鏑馬や寺社燈油料に関して、「於||流鏑馬・相撲・村田楽・一物||者、 豊富である(表3)。応保二年(一一六二)三月二十三日肥前国司庁宣案(『平安遺文』 在庁官人及庄官等宜承知、更不」可二違失一」と記されており、 可」充; 催諸郡名々等; 」、「以前二箇条、 平安中期以来在庁官人の (伴朝臣は小城郡伴部 以川国内名々」、 一宮祭祀に 一宮 (『鎌 一角

者が登場する点が興味深い。源常弘は一字名を特徴とする嵯峨源氏、松浦党につながる系譜とは別の位置づけになるが、 平正盛による鎮圧、「隨兵百人、多是西海・南海名士也」とあるように、西国地域との関係形成を窺わせる出来事である。 と称された白河院側近の仁和寺僧正寛助が本所である藤津庄をめぐる事件で、 そこで、以下、武士的人物と国衙との関係を見ていくと、まずは1の鎮西平氏の動向が注目される。(③) |澄父子の系譜的位置づけは明らかではないが (図4)、ここでは彼らの与党として源常弘や字紀権守という 同じく院近臣として台頭する伊勢平氏の 「法関白」

う。

されて 表3に 氏は国衙勢力と結合することによって当地での活 は 在 一 庁官・ 紀権守の女は直 人に 在庁官人の有力者であった可能性が 源 朝 臣 が 散 澄の妻であるか 見し、一 等 を冠す 5 動を円 浩 前 Ź

は

なものにしようとしたと考えられ

れている。その知見によると、武雄社関係の免田に関わる源氏・紀氏らとの利害対立が生じたものとする見解も呈さ 杵島御領ではむしろー については、これを院による府務執行 りを持ちながら存続していくようである 一九六九号) 八七八・一九〇二・一 齣と位置づけ、 肥前平氏やそれと婚姻関係などを介して展開して 澄」を通字とする後裔が知られ、 その秩序編成下に組み込んでいったと目されるとい 事件後の肥前平氏の動向は不明であるが、彼杵 が 2登用: 院の有明海西岸部方面の掌 されて 以 九 降 お \bigcirc K ŋ 七 い政所に 院 は彼ら一 薩摩平氏ともつなが 九二七号) 源姓 西 **図** 海 (『平安遺文 道支配 握強化の 4 . 8 . ° 族 0 や紀 存 体 続を 過程 制 11 0

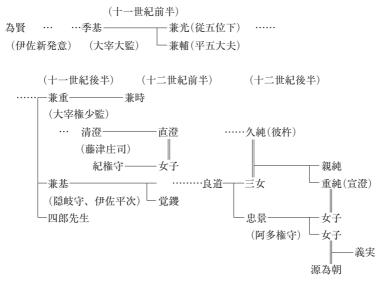


図 4 鎮西平氏の系譜

五五



図5 日向通良の系譜

(備考) *1:「日向太郎、依軍功賞、賜肥前国神埼郡坂本庄、初而下肥前」(嬉野白石系図)/「肥前総追捕使」(別本嬉野白石系図)。*2:「肥前権守、大治年中賜肥前国養父郡綾部庄大進房之跡、初而下向。小浜・西郷・綾部・藤本・土井等之先祖」(嬉野白石系図)/「肥前権守、肥前総追捕使、検非違使」(別本嬉野白石系図)/佐々木文書には押領使と見える。*3:佐々木文書には、通頼・実行は押領使と見える。

父故 四 とある藤原宗明 追 佐賀県歓喜寺薬 島 庄 月二十八日関東御教書 後代の史料であるが、 通良は藤原姓で、 n ある大町宮の執印を務めてい 庄 は、 月 た日 橘宗友并平氏 刻 地 次 一〇号) 取 執 藤 q 頭 質 0) の第十 向 印通良不慮之外、 原太子解(『平安遺文』三四二三号)に、「 では不詳 H 肥 人四人」由 進 太 向 前 郎 出も看 太郎 国 通 0 武 長島庄 師 良 家人筑後守平家貞によって平定さ の妻藤原氏を太子に比定する説に 面 であるが、 入道 / 承安弐年 杵島郡 雄黒尾大宮司家門申、 如 取され、 0) 板 事」と見え、 来 乱を検討する。 背部 銅 医王寺 嘉禎三年ヵ (『鎌倉遺文』五一七一号) 北部 板 以 令…死去」畢」とあ この長島 像銘 (『平安遺文』 仁安二年 +当 たことが知られる。 の杵島郷の 涥 社 藤原宗明并藤原 日 杵島 (慶長年 (一二三七) 九 |号||長 勧、 庄 通 (一一六七) 郡 をの 良の系譜 進 金)郷鎮守 蕳 西 公島内 為一長島 僧 部 石 関 前 静 文編 後 0) ぐ 氏 長 0

て執行されるようになったことに留意して、通良が国郡機構に依拠しない独自の在地支配を構築しようとしていたのに 平清盛が杵島郡の地を得ていること、また日向通良の乱後に武雄社免田の認定手続が府宣に基づき、杵島郡司が連署し 権とも親和的であったことが看取されるので、藤原姓内部で通良と幸通の対立が存したことが指摘されている。 使幸通朝臣、某年八月六日入道前太政大臣 あるので、確説とはし難いところもあるが、 内武力を統括する立場にある一族と目される。gに通良が「以,,源氏之縁,、不、従,,於平家,」とあるのは後世の 着した藤原姓者であり、 対して、1と同様、後白河院・清盛は当地に院・平氏の影響を及ぼそうとしたという背景も考えられるという。 そして、日向通良の系譜は図5のように位置づけることができ、藤原教通の子孫とする点は措くとして、肥前® 兄弟の幸通の系統には権守や国衙軍制に関わる呼称が見えるので、在庁官人の中核的存 〈平清盛〉家御教書に肥前国押領使新藤三などが見え、幸通の系統は平氏政 佐々木文書保元三年(一一五八)四月七日播磨守平清盛下文に肥前 o では 叙述で 国に土

図5と照合して、これを幸通―通頼(多比良三郎)―実行(田比良四郎)の家系に相応するものとする指摘がなされて は元暦二年(一一八五)七月十五日鎌倉殿侍別当下文の「肥前国御家人廻文」に見える田比良四郎に比定できるとし、 保元元年から文治三年にかけて、幸通―新藤三―新藤四郎実行という肥前国押領使の系譜が存したことがわかる。実行 来郡にも展開し、 郎入道幸蓮、忘||先例| 、抑||留西郷郡司・図師得分用途| 」との訴えがあり、図5の苗字呼称ともども、 いる。元亨三年(一三二三)十一月多比良通世申状案(『鎌倉遺文』二八六〇三号)には、「高来西郷内伊福村地頭孫三 十六日源頼朝袖判平盛時奉書、文治三年十二月二十四日某下文に新藤四郎実(真)行が見え、上述の幸通らと合せて、 佐々木文書文治三年(一一八七)九月藤原某下文に肥前国押領使、某年三月三日藤原某状に肥前押領使、某年六月 平氏政権から鎌倉幕府への転換を生き抜くことになるようである。 なお、 幸通の家系のうち、 この家系は高

ح は 押領 間に多 使の 存 、比良氏は押領使職を失っていたと説明できるとされている。最後にこの、ヒロン 在 徴 証 が ない 点に関 して、上掲 『鎌倉遺文』八○八号では高 木 藤 原 藤姓 宗家が押領 高木氏の 動 使として所見する 向に 触れておきたい。

ŋ 起した高木氏は、 西輩大略雖 着しようとした藤 で宗家や季家が窪田太郎高直 押領使高木宗家の活動ともども 高木氏の _ 相 従 系譜を藤原道隆に結びつける点は措くとして (図6)、この家系も日向通良らとは別の形 源氏方として活躍し、一宮河上社の大宮司でもあったとされる。 源 氏の一 季家等不」与二彼凶賊」、 族である。文治元年(一一八五)十二月六日源頼朝下文には、「 佐嘉郡 (『歴代鎮西要略』「文治之記」を参照)、 窪田 所」致; 忠功、神妙也」として龍造寺季家が龍造寺村地 田 ^④国 近くの高木 r の文治 「平家背」 この神 小 崎 城 庄事件では、 頭職に補任されて 朝 郡 威 高 |零落之時、 (来郷) で肥前! より 国に 興 鎮 土

が拠点。 と読み、 これに比定する説もある)とともに神崎 肥前 国風 土記 佐嘉郡条の 下田村を「くぼ 庄に た 濫

久保

村

る竹野七郎兼俊 れる) 押取を加えており、③では筑後国竹野郡を拠点とす も庄庁と諸文書を焼失したと指弾され (『宇佐大鏡』に は 宇佐宮領 竹 7 野 庄 14 る が 知

平家方人で、季家と角逐していたことが によると、 寿永内乱 ④に見える海宿禰 0 齣であったと 解され 重実 (海六大夫重 よう。 わ かり、 n は

元年 (一三一二) 十 その 後の 高木氏、 月二十日鎮 また龍造寺氏の展 西御 教書案 開としては、 (『鎌倉遺 正

……藤原道隆--文家--文時--文貞--季貞--貞家…筑後北野氏 永経…草野氏 -貞永---(季綱)----季家…龍造寺氏 -実遠…日向花木氏

図 6 藤姓高木氏の系図 (備考)『増補歴代鎮西要略』(文献出版、1976年) 「文治之記」、宝賀寿男『古代氏族系譜集成』(古代 氏族研究会、1986年) 高向朝臣(二) などにより 作成。『筑後国史』中巻(筑後遺籍刊行会、1927年) 「筑後将士軍談巻之第三十二」所収の草野氏の系図 (山本村観興寺蔵) は菊池氏の祖政則 (蔵規) を文 貞の子とするなど不審な点があり、依拠しなかっ た。森本正憲「肥前高木氏について」(『九州中世 社会の基礎的研究』文献出版、1984年) 150頁は貞 永―宗貞の存在には疑問を呈しており、吉田家秀― 家職(基)―能茂の系譜が正しく(『筑後国史』で は文貞を「高木/肥前守」とし、その子に家基〔吉 田三郎] ―能茂、家基の弟に貞永が位置づけられ ている)、家秀は宗家の兄弟か父と見ている。

とも解せられる。 表3の在庁官人に散見する藤原姓者の存在と合せて、高木氏は公武双方の上首者として肥前国で勢威を確立していった る評価も呈されているが、tには高木六郎家知が在庁権介基直と六箇里書生税所執当両職を争っていることが知られ、(5) 参画を得て可能であったと思われる。r①・②などの譴責により、高木宗家の一国棟梁としての発展は閉ざされたとす 下文案(一七九三号)に示された河上社の五・八月会流鏑馬の国内の名々への割り当ても、武力を有する高木氏などの は通字からこの一族と目されるので、こちらの藤原氏も国衙内に相当の地歩を築いていくもとの思われる。 結番注進と同様に、 四七〇三号)で高木三郎 上述のように、押領使の地位は日向通良の兄弟幸通の家系に移っていくようであり、 有力御家人の地位を維持していたことがわかる。承元三年(一二〇九)四月二十五日肥前国留守所 (家相)・龍造寺又六 (家親) に使節遵行の役割が与えられているので、 上述の宗家 r②の藤原幸直

肥前 来、「硫黄の道」(サルファーロード)・南島産品獲得の要衝にもなっている。 はここにあり、また肥前平氏の中には薩摩平氏として展開する人々も存した。そこで、最後にその薩摩国の動向に触れ 峯に上て硫黄を取て商人の舟のよりたるに是をあきないひとかくはく、みてあかしくらしける程」になどと記されて るように、肥前は有明海・五島列島を介した日宋通交の拠点であるとともに、薩摩方から貴賀島に向かう硫黄商 食を被訪けれは、 頼俊寛等油黄嶋被流事」には「されとも少将の舅、平宰相の領、 以上、先行研究に依拠しながら、 肥後では不明であった相撲人と武士、国衙との関係という視点を敷衍することにしたい。 康頼も俊寛もそれにかかりてその日を送りける」、第二本「十八 有王丸 油黄島へ尋行事」に「山 肥前平氏、藤原氏などの動向を整理した。『延慶本平家物語』第一末「廿八 肥前国加世庄と云所あり。彼こより折節に付如形の 院や平家が肥前国に介入する事情 成経康 の一端 人の往 0 衣

二 薩摩国の相撲人と武士、国衙

昔物語集』巻二十三第二十四話にも登場)。 名な相撲人であるその人物は「伯耆権介名曰丹治筋男、父旁即丹治文佐之子孫也、母方則薩摩氏長之曾孫也」とあるの 条には大学博士御船氏主と助教苅田種継の御前での丁々発止の論議を相撲最手の左近衛阿刀根継と右近衛伴氏長に比し 月甲午 (三日) 条「隼人来貢,,方物,。是日、 ており、氏主は氏長に見立てられているので、伴氏長の方が名手であったのであろう。『新猿楽記』六君夫条には、 た『続本朝往生伝』 で、伴氏長は薩摩出身の相撲人と目され、彼こそが常世以前の伝説的な相撲人に位置づけられていたと考えられる(『今 (二十一日)条「観,|隼人相撲於西槻下, 」などであり、大隅・薩摩地域の相撲人が著名であった。「はじめに」で掲げ 垂仁七年七月乙亥 (七日) の面々の中では越智常世が伝説的な名手であるが、『三代実録』仁和二年(八八六)五月二十八日 条の野見宿禰と当麻蹶速の対戦を除くと、 大隅隼人与,,阿多隼人,相,,撲於朝廷,。大隅隼人勝之」、持統九年五月丁卯 確実な相撲の初見記事は天武十一年七

の北、 分・豊国など豊後・日向との関係を示す郷名が存しており、 五月丁丑条に の二郡が肥後国など、 の高城郡六郷のうち、 章で触れたように、天平期の薩摩国出水郡の主政帳には大伴部姓者が見えている。 肥後国に隣接する位置にあり、正税帳では高城郡とともに隼人十一郡とは区別される存在であった。 「大隅国菱刈村浮浪九百卅余人言、 大宰府側からの支配浸透の拠点として設置されたことを窺わせる。大隅国でも『続紀』勝宝七歳 合志・飽多・宇土・託万は肥後国の郡名であり、 欲」建 郡家。 北西部のこの二郡は律令体制浸透の拠点であったと思われ 韶許」之」とあり、 出水郡にはそうした特徴は看取できないが、こ 『和名抄』 出水郡は国府所在のの高城郡 の桑原郡 八郷 の中 『和名抄』 -には大

者が新来の武士と紛擾を起こしているので、その様相から検討を始めたい。 る。 摩に定着し、在地豪族としての地歩を固めていくものと推定される。そして、 したがって薩摩国の大伴部氏は肥後国 の大伴君などと関係を有し、 元来は外来の豪族であったと考えられるが、 平安末期にはその後裔と目される伴氏 薩

u 『平安遺文』四一○一号寿永二年(一一八三)八月八日島津庄別当伴信明 解

裁 領 然薩麻国住人故忠景、 薩麻国薩麻郡内山田村者、信明先祖相伝之所領也。然不慮外信明父信房時、 嶋 被,|宣(官ヵ)使失 |了。其後字仁六郎大夫兼宗彼郡為,|弁済使職 津御庄別当散位伴信明解 |、不」知||地頭|、恣押領条、言語不」及事也者。 |以後、不||領知||不当愁状。 企,,無本,、権門御領云、 右、 申請 謹檢,,案内,、件所領者、信明先祖相伝所領也。 留守所裁事。請」被上殊任;;且解状之旨;、 御庄国衙召物云、 恩裁被」停 止兼宗非道沙汰 押取尅、 有」限地頭職遠、 忠景舎弟忠永件所領押領間、 同国佳 且依 然代代領掌間無二他妨」、 依 ||先祖相伝之理 |先祖相伝之理|、為」被||御裁判 (住ヵ) 人忠景企; 無本 指無二雑怠一、 不」蒙; 本蒙 御 **!裁許」、** 隨無以異論人」。 *此依 尅、 無本 御 (家カ) 庄 被 御 領

v 『山槐記』永暦元年(一一六六)七月八日条

子細言上、以解。

寿永二年八月八日

別当散位伴信明上。

(上略) 又一通、薩摩国相撲訴申忠景・忠永訪 (妨カ) 可…停止,事。 (下略

: 『吾妻鏡』文治三年(一一八七)九月二十二日条

依レ有 筑後守家貞 | 。家貞粧| 軍船 | 、雖 」及 | 数度 | 、終不 」凌 | 風波 | 、空以令 | 帰洛 | 云々。今度同 | 意豫州 | 之輩 、 古来无 所衆信房〈号;;宇都宮所; 〉、為;]御使;下;|向鎮西; 。是天野藤内遠景相共可¸追;;討貴海島;之旨、依」含;]厳命 御疑貽 _飛;;;船帆;之者上。 有 此 .議 | 。又去年河辺平太通綱到 | 件島 | 之由、聞食之間、殊所 | 思食企給 | 也云々。遠景元来在 | 而平家在世時、 薩摩国住人平権守忠景、 依レ蒙 | 勅勘| |、逐||電于彼島||之間、 為 世。 追討 隠居歟之由 件島者

る。

久安三年(一一四七)二月九日薩摩国入

任された旨の御外題を得ようとしており、 来院弁済使別当伴信房 とになる。 目され、これは永暦元年頃の事件であったこ 地に権益を保持していたことが窺われる。 して、任料を京都に進上して山 房は入来院弁済使別当で、島津庄政所に申 一六〇一号)によると、 忠景・忠永との紛争とはv 確かに信明の父伴 解 (『平安遺 田 の出来事と 村 地 頭 文 そ 請 当 補

ŋ この事件を有利に解決しようとして訴えに及 5 相 左 の記 方相 撲 人も近 主 撲 藤 人を統括する立場に 原 衛 忠 府とのつながりによ 親 は 時 E 左 近 衛 あったか 中 将 つて、 で あ

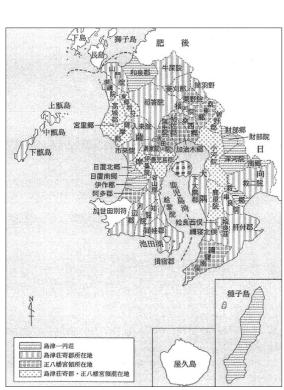


図7 大隅・薩摩国の中世郡郷院荘配置図

を視野に入れても、第一章で触れた『小野宮年中行事』に十世紀前半の薩摩利生が知られるくらいであり、 系譜を引く家系に属するのではないかと推測されるところである。氏長は薩摩氏長とも称されているので、 でも他には後述の大秦姓者が見えるのみとなっている。したがって氏長から信房に至る系譜は不詳とせねばならないが んだのであろう。とすると、伴信房は相撲人でもあったことになり、薩摩国で伴姓の相撲人と言えば、上述の伴氏長の (氏長は右近衛なので、右方であったか)、薩摩国における伴氏はこうした由来を有する在地豪族であったと考えられて 薩摩姓の例 薩摩国全体

が、篤房は「不」受||継郡司職|、私訴||阿多権守忠景|、以||彼之武威|、乍」置||相伝郡司|、分||領半郡|事、(3) たのである 箇年「之間、謀計之心甚」と非難されている。忠景はこうした隣国の紛争にまで介入する一国棟梁的な武威を誇って 同年十月二十九日大宰府政所下文も参照)。檜前氏は古代豪族の系譜を引く氏姓と目され、曾於郡司であったらしい 大隅国の有力在庁官人税所氏につながる檜前篤房と結託して、臺明寺の寺領田を押取したと記されている(三二三〇号 を起こしていたようであり、応保二年(一一六二)五月十五日大隅国臺明寺住僧等解(『平安遺文』三二二〇号)には、 号)によると、阿多郡の二百五十町のうち公領百九十五町四段、久吉名が百四十五町四段を占めており、「阿多権守」 吉という仮名、「領主郡司平忠景」と署している。建久八年(一一九七)六月薩摩国図田帳写(『鎌倉遺文』二―九二三 薩摩国阿多郡司平忠景解案(『平安遺文』二三九八号)が初見で、この時は郡内の観音寺に田地を施入しており、財久 の呼称の通り、忠景が在庁官人の上首者として大きな勢威を有していたことが窺われる。忠景はまた、大隅国でも紛擾 一方、u・vで伴氏と対立した忠景は薩摩平氏の阿多権守平忠景である。忠景は保延四年(一一三八)十一月十五日(※) 僅及,,四五

こうした忠景の活動に関連して、 『保元物語』 上に源為朝を聟にしたという「アワ (ソ) ノ平四郎忠景」はこの阿多

忠景の拠点阿多郡に近接する加世田別府の地で検出された持躰松遺跡の存在などを考慮すると、忠景は日宋貿易や南島 は、 との交易などでも大きな財力を得ていたと思われ、その面でも中央の平氏には鎮圧すべき存在と映じたのであろう。 家貞は彼を追捕することができなかった。上述のように、貴海島が交易拠点として大きな意味を持っていたこと、また 鎮圧の意味合いがあったものと考えられ、時期的にはこの頃の出来事であろう。忠景は貴海鳥に逃走したといい、結局 権守平忠景に他ならず、保元の乱にも影響力を与える武力を保持していたことが窺われる。 薩摩・大隅 一両国における忠景の濫行とともに、第二章で触れた日向通良の乱と同様に、 西海道における反平氏勢力 wの平家貞による忠景追討

彼乱逆之間、被||引失||畢」と記されている。宣澄や源義実は制圧されてしまうが、宝治元年(一二四七)十月二十五 海島に逃走したためと考えられており、実際に建久図田帳末尾には は、同じく忠景の女婿であった源為朝の子豊後冠者義実が源義経に与同し、祖父忠景の類縁を頼って薩摩、さらには貴 上位の権益を有していたと推定されるといい、それは阿多権守平忠景以来のものと目される。wの時点での貴海島征 建久三年〔一一九二〕十月二十二日関東御教書案。「彼宣澄者、平家謀反之時、張本其一也」ともある)、郡司職よりも えば谷山郡では谷山郡司信忠、伊作郡では伊作郡司親澄の郡司職と領域的権益が重なっており(『鎌倉遺文』六三二号 澄の活動が知られる。宣澄は忠景とは異なり、親平氏の立場をとり、治承・寿永内乱で没落してしまう。その勢威は例 に大きかったかが推察されよう。 日関東下知状案 の時点では忠景は既に死去していたようであり、彼の家系のその後としては、肥前平氏から迎えた女婿阿多四郎宣 (『鎌倉遺文』六八○九号)には「宣澄親類并宣澄舅平権守忠景子孫多之」と見え、忠景の勢力が如 「件図田注文、去文治年中之比、依 ||豊後冠者謀叛

薩摩国には在国司として大前宿禰の存在が知られ、⁽⁸⁾ 国司大前氏は大治六年(一一二一)二月三十日薩摩国在国司大前道助請文案(『平安遺文』四六九四号)が初見で、 鎌倉時代になっても在国司として国衙上首者の地位を保全してい

時以来時吉名を領有していたことも窺われる(建久図田帳では在庁大前道友が名主と見える)。大前氏の由来は不詳で 寛元三年(一二四五)八月五日寺家公文所下文案(『鎌倉遺文』六五二四号)に「時吉〈道助仮名〉」とあるので、その の活動に関連して、 u・vの忠景の兄弟忠永(uには「舎弟」とあるが、忠永は穎娃三郎、忠景は阿多四郎で、忠永が兄である) 薩摩平氏と国衙機構や在庁官人との関係などに触れておきたい。

守を称していたが、 この行道 号,|母領,以,|去六月卅日,令,|押入,事」が訴えられているので、この紛擾が世代を超えて続いていることが窺われる。 さらに久安三年 (一一四七) 七月十五日前大隅掾建部親助申状 (二六二三号) では、「為||薩摩国所部穎娃郡住人忠家等 伯父御馬所検校頼清所,,|沽渡,|也」という変動が生じ、これに乗じて、類縁関係から平行道の介入がなされたのである。 摩国住人平行道、依」為|,妹夫|、禰寝院南俣令|,譲渡|,由無実」が指弾されており、六月十一日大隅国正八幡宮政所下文 永であったと目される。 の在庁官人との関係なども含めて略系図を示せば、図8の如くになる。忠景は国衙に進出し、在庁官人の上首者たる権 (一九二一号) によると、「而府御領物并旁負物等、親助其弁無;|為方|之間、適先祖所領也、非」可」沽;|与於他人|之由申 一方で、図8の如くに、 上述のように、 --忠家は薩摩平氏の祖良道と忠景の兄忠永に他ならないと指摘されるところである。 ® 忠景は大隅国の紛争にも介入しており、薩摩平氏一族も薩摩・大隅に広く展開していたので、大隅国 薩摩平氏総体としては郡司として各地の在地領主として定着する方向を模索したようである。 忠景の父良道は大隅国の在庁官人建部氏(田所氏)と婚姻関係を結んでおり、その所生子が忠 保安二年(一一二一)正月十日大隅国権大掾建部親助解(『平安遺文』一九一六号)には、

成や紛擾への介入で武威を示すことを通じて、薩摩平氏が地歩を築いていく様相が看取される。そうした紛争は隣国だ 述の忠景の大隅国の檜前氏への加担も、こうした父兄の活動をふまえたものと目され、隣国の在地豪族との関係形 u V の如くに住国においても展開していた。そこで、最後に相撲人をめぐる相論をもう一つ紹介し、

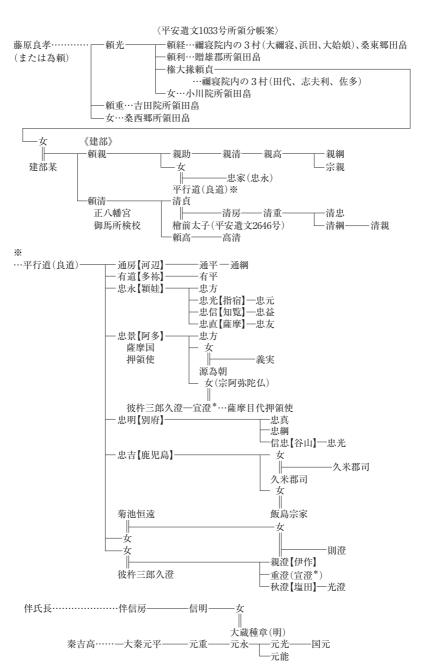


図8 薩摩平氏の略系図と大隅・薩摩国の在地豪族との関係

x 『平安遺文』三七〇五号安元元年(一一七五)八月右近衛府牒

二年 (一一〇〇) 仰,|奉公之貴,|矣者。府加,|覆審, 、□(所ヵ)」申有」実。任;|先例,|早被」留;|家道并重綱乱行, 、早被」停;|止国吉田畠| 今不,,安堵,之条、愁緒之至無道之甚、何事如」之。然則賜,,本府御下文,、任,,道理,停,,止件家道・重綱并国吉等乱行,、 状 |被」問 |法家 |時、 如」元還補畢。其後元永請「継彼職「知行之間、去承安二年(一一七二)比、敵人重綱以「野心」致「濫訴「之刻、 以||非道|致_妨事。使番長和気光里、火長二人。牒、得||彼元光解状|偁、 論之妨 | 、元光如 | 本任 | 先祖相伝理 | 、 元光如」本欲」遂二安堵計一焉。望請府裁、 宣旨 | 之後、 元光去年依,|貢節功|、任,|手継相伝代代文契理|、注,|子細|訴,|申本府|之時、 知行郡奏来之間、 右近衛府牒 郡内田畠山野併無,,相違,可,知,,行郡務,之処、 薩摩国衙。 去応保年中(一一六一・六二)、□敵人家道構,取国司庁宣,、知行僅四箇年也。 依,|貢節之功|、始賜,|本□(府ヵ)牒|、補,|郡司|之後、迄,|于元重|□ 法家勘判明鏡也。 欲以被上准 |先例并傍例||停止」、相撲人大秦元光先祖相伝所領田畠、 令」領川知件田畠 絶。|家道・重綱愁緒 | 之処、今又国吉出来、名田之致」妨之条、 任||道理|賜||御使|、停||止親疎横妨等|、 且任 郡内云」親云」疎、濫行為」先之輩有二其数 ||先例并宣旨・ 於一件郡一者、 同代代證文等理一、 同九月日賜||府牒|、同十月十九日賜|| 無,,相違,知行、 (任ヵ) ||代代府牒并宣旨等|、 元 為,,家道・重綱并国吉等 (光脱ヵ) 可」知川行牛屎郡 然而任」道理」、 無二其謂 先祖元平去康和 因」茲元光子」 以 者、 三司職 何況 元重 相

y 『平安遺文』 三七八七号安元三年(一一七七)四月右近衛府政所下文

之状、依; 大将宣; 、牒奏如5件。以牒。(下略

事。 右近衛府政所下 右、得,,去二月日元光并府使光里等解状,偁、云々具。 薩摩国牛屎郡相撲人大秦元光并府使光里等。可 早任 而件元光田地以;;去去年;可、停;;止国吉妨;之由、被;;宣下; ||道理||停止_|国吉妨田地并苅取田弐拾伍町参段

道理|、且任||先日下知之旨|、停||止彼国吉妨|、早可」糺||返件苅取稲||之状、依|| 大将宣|、所」仰如」件。敢勿||違失|。 而彼国吉或相||語国衙在庁官人等 | 、或相||語島津庄官等 | 、恣去年秋苅||取作田毛稲 |之由有||其聞 | 。事若実者、

(下略

を有していたことが窺われるという。 する濫行はなかなか停止されなかった。家道・重綱の系譜は不明であるが、近隣の郡司系領主の一族の可能性が指摘さ 右方の相撲人であったと目される。時の右近衛大将は平重盛で、x・yと二度に亘る指示が下されているが、元光に対 定できるとする見解も呈されている。この事例でもvと同様に、大秦元光は右近衛府に後ろ盾を求めており、® れており、国吉は檜前姓篠原氏(『篠原系図』の国能)に比定される人物で、建久八年図田帳には牛屎院三百六十町の x・yは相撲人大秦氏をめぐる紛争であり、大秦氏は第一章で触れた大隅国の相撲人(右方)秦吉高と系譜関係を想 永松名二百四十 町は院司元光の知行、 光武名五十町が九郎大夫国吉の知行と記されているので、元光に次ぐ勢威 大秦氏は

えて訴訟が続いていく次第であった。 決しようとしているが、yでは篠原国吉は在庁官人や島津庄の庄官とも結託して、刈田狼藉に及んだと記されているの 紀前半の元平の時代から郡司職を保持する有力豪族で、中央の近衛府とのつながりを背景に、当地での紛争を有利に解 られている(『篠原系図』には国能=国吉の子国明は「阿蘇大宮司聟、六位官人」とある)。大秦氏は少なくとも十二世 (一一八七)七月大蔵種章解状(『鎌倉遺文』一―二五〇号)に、伴信明の嫡女を妻として薩摩郡山田村地頭職の裁許を した後に、建久八年図田帳の段階で忠景の久吉名を領有していたのは在庁種明であったことに留意したい。彼は文治三年 で、その勢力は侮り難いものであったと思われる。したがって在地の紛争は容易には終結し得ないものであり、世代を越 牛屎郡 (院)は肥後南部に隣接しており、 u・vの伴氏と阿多権守平忠景の紛擾に関連しては、上述の宣澄や源義実が没落 篠原氏は肥後南部にも所領を有し、かなり広汎に繁衍した一族と位置づけ

氏に対抗しようとしていたことが看取される。それはまた在地での関係を複雑化させ、複数の勢力の交錯、 留守所に申請した大蔵種章に比定され、伴氏は大蔵氏流に属する人物とも婚姻関係を結び、様々な手段を講じて薩摩平 の増加、訴訟の長期化を惹起する要素であり、鎌倉時代以降の新たな地域の歴史の展開を生み出すことになるのである。

むすび

からこの一族の展開や武士との競合について、知見を付加し得たところもあると考える。 歴史の推移を解明する上で重要であることが改めて確認できたものと思われる。薩摩の伴氏に関しては、 た。いずれも先学の驥尾に付したものであるが、在庁官人の分析や国衙機構をめぐる紛擾などの検討が当該期の地域の 小稿では相撲人真上勝岡の出身地訂正に関連して、肥前・肥後や薩摩の在庁官人・武士の動向を私なりに整理してみ(®) 相撲人の視点

を悉皆に考究することを課題として、蕪雑な稿のむすびとしたい。 で有効な方法であり、試作の「平安・鎌倉時代国衙関係者・在庁官人表(稿)」をさらに補訂しつつ、各国の個別状況(8) これまでの関連論考でも述べたように、在庁官人・武士や相撲人の考察は史料の少ない国衙支配の人的構成を知る上

- 果報告書(研究代表者・森公章)、二〇一九年)。 度~平成三十年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成度~平成三十年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成二十六年の支配への歴史的変遷に関する基礎的研究』平成二十六年
- (2) 拙稿「刀伊の入寇と西国武者の展開」(『東洋大学文学部紀要』
- 3 代・中世宗像の歴史と伝承』岩田書院、二〇〇四年)、 志方正 令制の崩壊と宗像」 本歴史』一四〇、一九六〇年)、正木喜三郎a「宗像妙忠」 五・一六、一九五九年)、b「刀伊の入寇と九州武士団」 九九九年)など。 和a「菊池氏の起 (『宗像市史』 通史編第二巻古代・ 源について」(『熊 本 中 b 律 史 <u>同</u>日 学
- (『御堂関白記』長和二年八月一日条、『小右記』同年七月彼はこの年に年齢による体力の衰えやけがが目立ってきて保物語』初秋に登場する「伊予の最手つねつき」のモデルか)、(『字津

しまい、後一条朝からは勝岡が右方最手になる。
二十五日条、時に五十三歳であった)、引退を余儀なくされて

四〇

6

- 周辺」、 二〇一三年)、b「平安時代における任用国司」(『続日本紀研究 永山修一a「『小右記』に見える大隅・薩摩からの進物記事の 四〇一、二〇一二年)を参照 の持つ力」(『生活と文化の歴史学』三富裕と貧困 該期の任用国司の様態については、 略』二十三日条に内裏に侵入した盗を射殺した滝口藤原至高 期の薩摩国・大隅国と南島」(『先史・古代の鹿児島』 通史編、 明館調査研究報告書』一七、二〇〇四年)、小川弘和 五〇、一九九五年)、加藤友康「平安時代の大隅・薩摩」(『黎 任用国司あるいは在庁官人クラスの人物とも考えられる。当 きておらず、むしろ大隅掾為頼と同様に、 堂関白記』寛仁元年(一〇一七)正月二十二・二十四日条、『紀 鹿児島県教育委員会、二〇〇六年)五八三頁は、 の二、二○○七年)など。なお、永山修一b「平安時代中・後 領島津荘と〈辺境〉支配」(『熊本学園大学論集』総合科学一三 (良孝)に比定しているが、大隅への下向理由は充分に説明で 野口実「薩摩と肥前」(『鹿児島中世史研究会報 渡辺滋a「請人・口入人 より在地性の強い 良孝を 竹林舎
- は藤原→藤井、源→県、平→平群、伊福部→服などの改変例姓者が卑官に就く際の改姓の作法を参照して、相撲人の場合一九八八年)は、『薩戒記』応永三十二年正月二十九日条の貴(7)野口実「相撲人と武士」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、

があることを指摘している。

- (8)『肥後国浄水寺古碑群鰮』(宇城市教育委員会、二〇一二年)
- 弘文館、二○○八年)を参照。 那復興」策について」(『遣唐使と古代日本の対外政策』吉川の 田羅の活動については、拙稿「加耶滅亡後の倭国と百済の「任
- 成社、二○○九年)。(10) 拙稿「評司・国造の執務構造」(『地方木簡と郡家の機構』同
- 川弘文館、二〇〇〇年)。 (1) 拙稿「九世紀の郡司とその動向」(『古代郡司制度の研究』吉
- (12)拙稿「郡司表(稿)〔第三版〕」(註(1)書)。
- 弘文館、二〇一三年)など。 代土佐国・讃岐国の相撲人」(『在庁官人と武士の生成』 吉川(13) 拙稿a「『因幡国伊福部臣古志』と因幡国の相撲人小考」、b 「古
- (14) 註(2) 拙稿。
- 州史学』八四・八五、一九八五・八六年)を参照。(15)府老については、門田見啓子「大宰府の府老について」(『九
- (16) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論」(註(4)書)。
- (17) 大蔵氏流の展開については、藤野秀子「大宰府府官大蔵氏の九州土着」(『日本歴史』七〇七、二〇〇七年)などを参照。の九州土着」(『日本歴史』五三・五四、一九七四年)、西別府元日「日田大蔵氏の祖・大蔵永季について」(『日本古代地域史研究序田大蔵氏の根開については、藤野秀子「大宰府府官大蔵氏のの九州土着」(『日本歴史』七〇七、二〇〇七年)などを参照。

などを参照。 ・ 成の一般田経遠や山鹿藤次秀遠の活動と大蔵氏流とのつなどを参照。 ・ 成の一般田経遠や山鹿藤次秀遠の活動と大蔵氏流とのつなどを参照。

- (18) 井上満郎 a 「押領使の研究」、 b 「追捕使の研究」(『平安時代 (17) 中上満郎 a 「押領使・追捕使と料集成」(『広島大学文学部紀要』 は一九八六年)、野木雄大「平安期国衙軍制と追討使」(『古四五、一九八六年)、野木雄大「平安期国衙軍制と追討使」(『平安時代 (18) 井上満郎 a 「押領使の研究」、 b 「追捕使の研究」(『平安時代
- 白集』東京大学出版会、一九七二年)。(『高山寺本古往来・表(9)奥田勲「高山寺本古往来をめぐって」(『高山寺本古往来・表
- (2) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八の一九九五年)など。
- (3)皆)と念名。 郡司制度」(註(1)書)、b「国書生に関する基礎的考察」(註(1)郡司・書生に関しては、拙稿a「雑色人郡司と十世紀以降の(2)郡司・書生に関しては、拙稿a「雑色人郡司と十世紀以降の
- 学出版会、二〇一三年)二二六頁は、平家による宋人との直(22) 髙橋昌明「大輪田泊について」(『平家と六波羅幕府』東京大

- 定されたことが鎮西の人々の反乱の一因であったと見る。接交渉、交易の独占により、大宰府の府官の権限と役得が否
- (『熊本史学』五〇、一九七七年)による。(『熊本史学』五〇、一九七七年)による。
- 代中世史論集』吉川弘文館、一九九○年)。 (24) 森本正憲「中世成立期における肥後地方の情勢について」(『古
- (25) 工藤註 (23) 論文一〇〇頁。
- (26) 工藤註 (23) 論文一〇四頁。
- (27) 工藤註(23) 論文一〇二頁。表3も参照。また一〇一頁では
- 推測されている。
 ⑤の権介近依は①の野部山専当近包と近親関係にある人物と
- (28) 天養事件や坂東における紛争の展開については、野口実『源代28) 天養事件や坂東における紛争の展開については、野口実『源鏡朝論』(『古代文化』五四の六、二〇〇二年)、年)、鈴木国弘「鎌倉幕府成立史私論」(『史叢』七七、二〇〇七年)、鎌倉佐保「荘園氏と坂東武士』(吉川弘文館、二〇〇七年)、鎌倉佐保「荘園代28) 天養事件や坂東における紛争の展開については、野口実『源28) 天養事件や坂東における紛争の展開については、野口実『源28)
- 十一月朔日、高木伯耆六郎入道進西代覚深因幡坊持参正文書(『南都佛教』九一、二〇〇八年)。「右御下知状、去正応五年(2)吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「「東大寺大勧進文書集」の研究」

九八八年)などを参照

〈30)石井註(20)論文、工藤敬一「一宮領免田の支配構造」(『九

- 州庄園の研究』塙書房、一九六九年)など。
- 衙機構の研究』吉川弘文館、一九八四年)など。 文献出版、一九八四年)、関幸彦「諸国「在国司職」の消長」(『国(31)森本正憲「肥前高木氏について」(『九州中世社会の基礎的研究』
- 薬官を掌り、此方に據りて奏聞す。神験は瘡毒に大効あり焉」国松浦郡肥直信則の家伝也。舟史恵丸・方を朝に得て以来、頁は、肥前の舟史として「大同方に、七薬、又加佐薬・肥前(32) 太田亮『姓氏家系大辞典』(角川書店、一九六三年)三二八○
- (33)鎮西平氏の系譜的考察」(『中世東国武士団の研究』高科書店、士団の系譜的考察」(『中世東国武士団の研究』高科書店、

という史料を掲げている。

- (34) 森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢について」(『日本中世史論攷』文献出版、一九八七年)。「権守」の位置づけ本中世史論攷』文献出版、一九八七年)。「権守」の位置づけるを「中世成立期における肥前地方の情勢について」(『日本)、森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢について」(『日本)、森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢について」(『日本)、森本正憲「中世成立期における肥前地方の情勢について」(『日本)、
- (3) 小川弘和「院政期の肥前社会と荘園制」(『熊本史学』
- (36) 森本註(34) 論文。
- (37) 小川註(35) 論文八頁。
- 木文書」(『九州史学』一二五、二〇〇〇年)、『武雄市史』上巻(36)小川註(35)論文の日向氏推定系図に依拠し、山口隼正「佐々

- 年)三三四〜三四一頁などの知見を加味して作成した。(一九七二年)三二九〜三三一頁、『嬉野町史』上巻(一九七九
- (39) 山口註 (38) 論文。
- (40) 小川註 (35) 論文。
- (41) 小川註 (35) 論文。
- (42) 小川註 (35) 論文註 (26)。
- (43) 森本註 (31) 論文。
- 地域社会」(『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年)の背景にあった点については、川合康「治承・寿永の内乱と(44)こうした各地域における紛擾が治承・寿永内乱の全国的展開
- (45) 森本註(34) 論文。

を参照

- 46 あり、 関註(31)論文は、高木氏一族を在国司に比定している。 与二平尾七郎入道浄覚 月十八日座主増成河上社開籠儀式注進状に「去元亨四 なったと目されるという。 (一三二四) 六月八日、 森本註 この事件により大宮司としての高木氏の存続は困難に 」閉川門社壇」以降、 (31) 論文は、河上宮古文書観応元年(一三五〇)八 |引||出臨時闘諍|、依」令||社内汚穢 於,,当社一切経会之砌,、高木六郎経貞 星霜押移、 既累,,廿七年之春秋,」と 年
- 黄の道」』(山川出版社、二〇〇九年)、田中史生「七~一一世下巻、吉川弘文館、一九九三年)、山内晋次『日宋貿易と「硫(红) 永山修一「キカイガシマ・イオウガシマ考」(『日本律令制論集』

川弘文館、二〇一二年)など。紀の奄美・沖縄諸島と国際交易」(『国際交易と古代日本』

吉

- (48) 野口註(6) 論文。
- (49) 永山註(6) a 論文。
- 弘文館、一九六四年)などを参照。図7は日隈正守「平安後の文館、一九六四年)などを参照。図7は日隈正守「平安後(5))竹内理三「薩摩の荘園」(『史淵』七五、一九五八年)、越野孝「薩
- 四頁などに掲載の図を使用させていただいた。大学教育学部研究紀要』人文・社会科学編六一、二〇一〇年

期から鎌倉期における大隅正八幡宮の禰寝院支配」(『鹿児島

- (5)以下の忠景、宣澄、源義実に関する叙述は、江平望a「阿多代常陸国の相撲人と国衙機構」(註(3)書)などを参照。 は関係と近衛府との関係については、註(3)a・b拙稿、「古の、相撲人と近衛府との関係については、註(3)a・b拙稿、「古の、おから、おから、おから、おから、おから、という。
- などに依拠したものである。 というに依拠したものである。 は、五五の三、二○○三年)、 と、清水亮「鎌倉幕府の九州支で、大五年)、 野口註(33)論文、清水亮「鎌倉幕府の九州支配と薩摩平氏」(『兵たちの時代』Ⅰ、高志書院、二○○三年)、 と「豊忠景について」(『古代文化』 五五の三、二○○三年)、 と「豊忠景について」(『古代文化』 五五の三、二○○三年)、 と「豊忠景について」(『古代文化』 五五の三、二〇○三年)、 と「豊忠」(『古代文化』 五五の三、二〇○三年)、 と「豊忠」(『古代文化』 五五の三、二〇○三年)、 というには、 「東京のである。
- 一九九四年)を参照。成立過程に関する基礎的考察」(『西南地域史研究』八、成立過程に関する基礎的考察」(『西南地域史研究』八、15)権前(藤原、税所)氏の動向については、日隈正守「一宮制
- a「中世前期南九州の港と宋人居留地に関する一試論」(『日(弘)』古代文化』五五の二・三(二○○三年)の諸論考、柳原敏昭

の対外関係』四、吉川弘文館、二〇一〇年)などを参照。本史研究』四四八、一九九九年)、b「唐坊と唐人町」(『日本

- (55) 関註(31) 論文
- 一九五九年)、c「大隅の御家人について」(同一三〇・年)、b「薩摩国建久図田帳雑考」(『日本歴史』一三七、摩の御家人について」(『鹿大史学』六・七、一九五八・五九の金体的動向としては、五味克夫a「薩
- 一四二、一九六〇年)などを参照。一三一、一九五九年)、 d「大隅国建久図田帳小考」(同

58

越野註(50)論文は、

郡司層と「名主層」とを区分して考察

- 年)「河邊氏系図」、『鳥津家文書』一―五三九「薩摩伊作庄并本、清水註(2)論文などに依拠し、九州荘園史料叢書五『薩摩国伊作荘史料』〈郡山良光編〉(一九六三年)「揖宿系図」、『谷山史誌』(一九六七年)「谷山系図」、『川辺町郷土誌』(一九五三山史誌』(一九六七年)「谷山系図」、『川辺町郷土誌』(一九五三山史法文学部紀要文学科論集』九、一九七三年)、野口註(33)大学法文学部紀要文学科論集』九、一九七三年)、野口註(33)大学法文学部紀要文学科論集』九、一九七三年)、「福摩伊作庄并を取り、「一方、
- (6) a論文などを勘案して作成した。近年は第一章で触れた年)、『指宿市誌』(一九八五年)〈江平望氏執筆部分〉、永山註年)、 b 「治暦五年正月二十日付藤原頼光所領配分帳案に関する一考察」(『旧記雑録月報』二二、二〇〇一年)、c 「建部姓る一考察」(『旧記雑録月報』二二、二〇〇一年)、c 「建部姓る一考察」(『旧記雑録月報』二二、二〇〇一年)、c 「建部姓る一考察」(『鹿児島大学教育学部日隈正守a 「大隅国建部氏系図考証」(『鹿児島大学教育学部日置郷下司系図」などを参照した。建部氏の系譜については、日置郷下司系図」などを参照した。建部氏の系譜については、

- 兼帯もなく、所領の規模も小さい名主層があったという。大な所領を有し、所職兼帯も多い在庁官人的名主と、所職の大な所領を有し、所職兼帯も多い在庁官人的名主と、所職の下地進上権には郡司の何らかの保証が必要であって、重層的を加え、郡司は郡内の徴税や検断の権限を有し、また名主の
- 〈6)永山註(6)a論文。 〈5)『指宿市誌』(一九八五年)〈江平望氏執筆部分〉。
- (61) 五味註 (57) b論文。
- (6) 岩瀬直樹「相撲節が結ぶ京と地方社会」(『日本古代学』七、介別の「日本古代学』と、「日本古代学』と、「日本古代学』と、「日本古代学』と、「日本古代学』と、「日本古代学」と、「日本古代学」と、「日本古代学」と、
- (63)註(1)書に第二版を掲載している。